

# 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討

---

# 確認検査制度等の現状

---

【○の番号は、次ページ以降に対応】

「建築主事」又は「都道府県知事」又は  
「指定確認検査機関」「指定構造計算適合性判定機関」

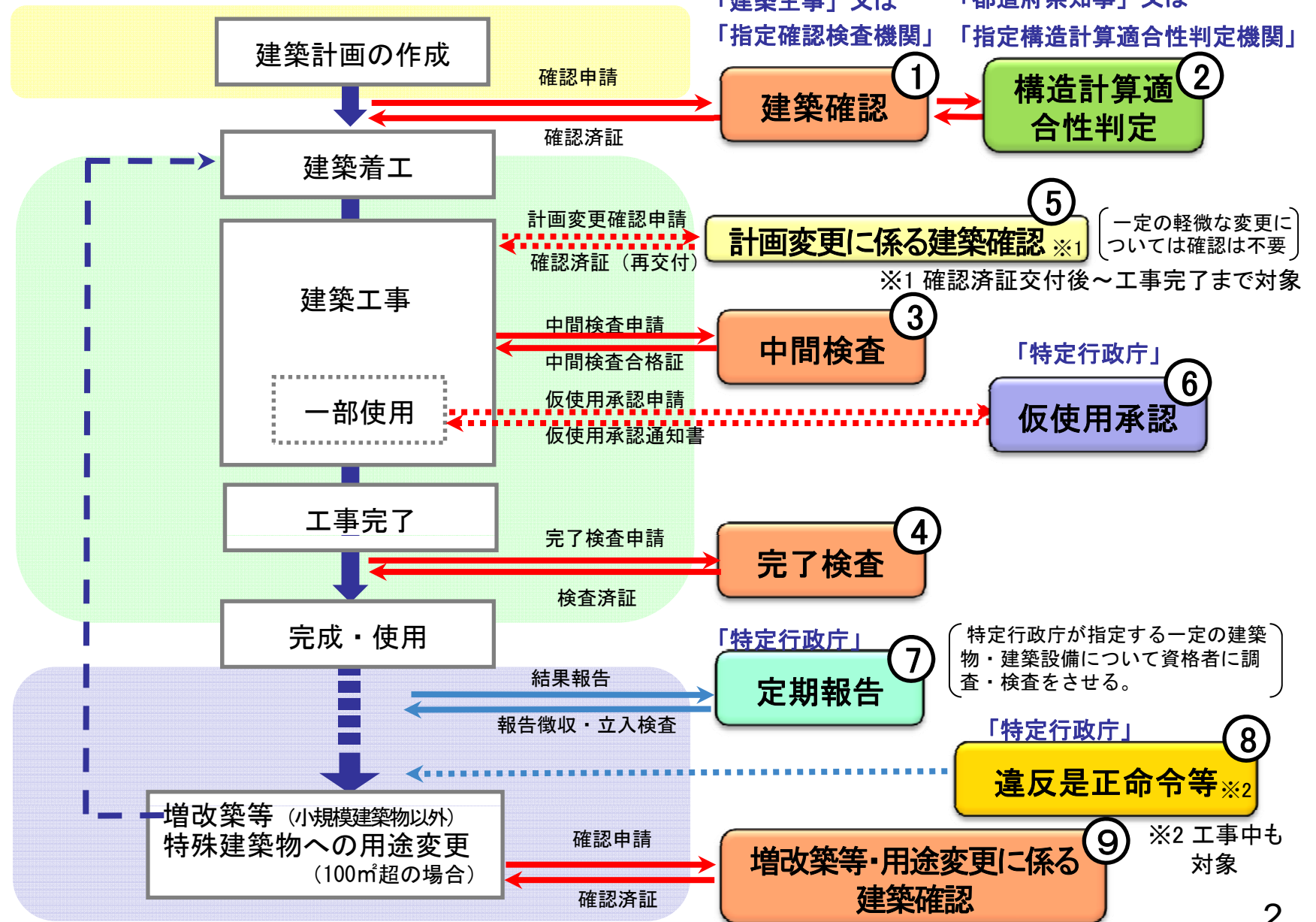
## 設計段階



## 工事段階



## 使用・維持管理段階



## ①建築確認

②構造計算適合性判定

③中間検査

④完了検査

⑤計画変更に係る建築確認

⑥仮使用承認

⑦定期報告

⑧違反是正命令等

⑨増改築等・用途変更に係る建築確認

## 建築確認(建築基準法第6条関係)の概要

- 建築主事又は指定確認検査機関は、確認申請図書に記載された内容に従って、その建築物の計画が建築基準(単体規定・集団規定等・建築基準関係規定)に適合しているかを確認し、適合している場合は確認済証を交付。

### 建築主事:

都道府県と人口25万人以上の市の場合、建築主事を置かなければならない。  
これ以外の市町村と特別区には、全部又は一部の権限を有する建築主事を置くことができる。

### 指定確認検査機関:

建築確認・検査業務を行う必要な審査能力を有する公正中立な民間機関。指定確認検査機関の指定は、一の都道府県の区域で業務を行う機関については、都道府県知事が行い、二以上の都道府県の区域で業務を行う機関については、国土交通大臣(又は地方整備局長)が指定。

### 関連データ

- H23年度建築確認件数:585,606件(特定行政庁:101,386件、指定確認検査機関:484,220件)
- 特定行政庁数:448、指定確認検査機関数:125(H24.4時点)
- 建築主事数:1,598人、確認検査員数:2,602人(H23年度)
- 建築主事一人当たりの建築確認件数:H23 12件 ← H12 102件

### フロー図

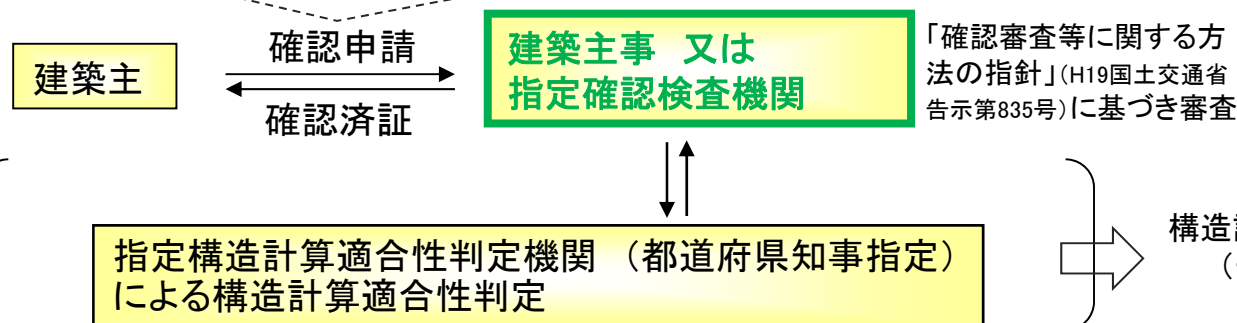
＜主な建築確認の対象及び建築主事の審査に係る法定期間＞

建築基準法第6条第1項1～3号に該当する建築物(※1)

→ 35日以内(※3)

第6条第1項4号に該当する建築物(※2)

→ 7日以内(※3)



- (※1) 3階建て以上の木造建築物、2階建て以上の非木造建築物等
- (※2) 2階建て以下の木造住宅等の小規模建築物(いわゆる「4号建築物」)  
なお、4号建築物において、一定の場合には、確認・完了検査に係る一部審査の省略の特例がある。
- (※3) 確認済証が交付することができない合理的な理由がある場合は35日の範囲内で延長可

- 指定確認検査機関の確認済証については、建築主事の確認済証とみなされ、指定確認検査機関が確認済証を交付したときは、7日以内に確認審査報告書を作成し、特定行政庁に提出しなければならない。
- 特定行政庁は指定確認検査機関より確認審査報告書の提出を受けた場合において、確認済証の交付を受けた建築物の計画が建築基準関係規定に適合していないと認めるときは、その旨を建築主及び当該指定確認検査機関に通知しなければならない。その場合に当該確認済証は効力を失う。

## 建築基準関連規定に適合しない旨の通知の発出状況等

- 平成20年度：59件、平成21年度：68件、平成22年度：34件、平成23年度：45件

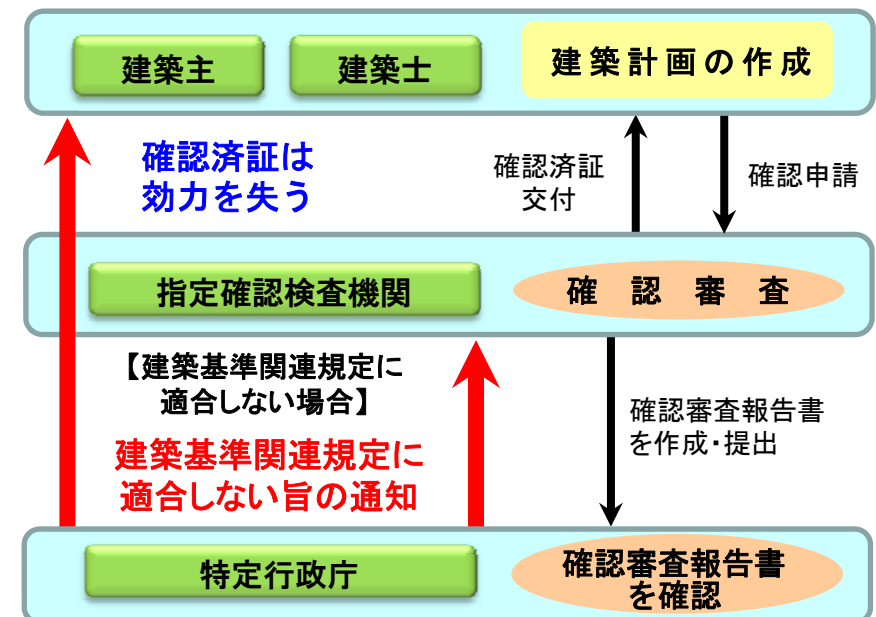
※集団規定（接道義務）や手続き規定（確認申請）に不適合であるものが多い。

## 関連状況等

- 平成17年6月24日の最高裁決定においては、「指定確認検査機関による確認に関する事務は、建築主事による確認に関する事務の場合と同様に地方公共団体の事務であり、その事務の帰属する行政主体は、当該確認に係る建築物について確認する権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体である」とされ、指定確認検査機関の行った建築確認に係る国家賠償請求の被告を特定行政庁とすることを認めている。
- 平成17年に発覚した構造計算書偽装事件に関し、指定確認検査機関又は特定行政庁を被告とする損害賠償請求訴訟15件中、審査側は
  - ・9件は勝訴で確定。
  - ・2件は1審係争中、3件は1審2審勝訴で、1件は1審敗訴2審勝訴で最高裁係争中。

※平成24年9月末現在で把握しているもの

### 【特定行政庁による取消権行使のフロー】

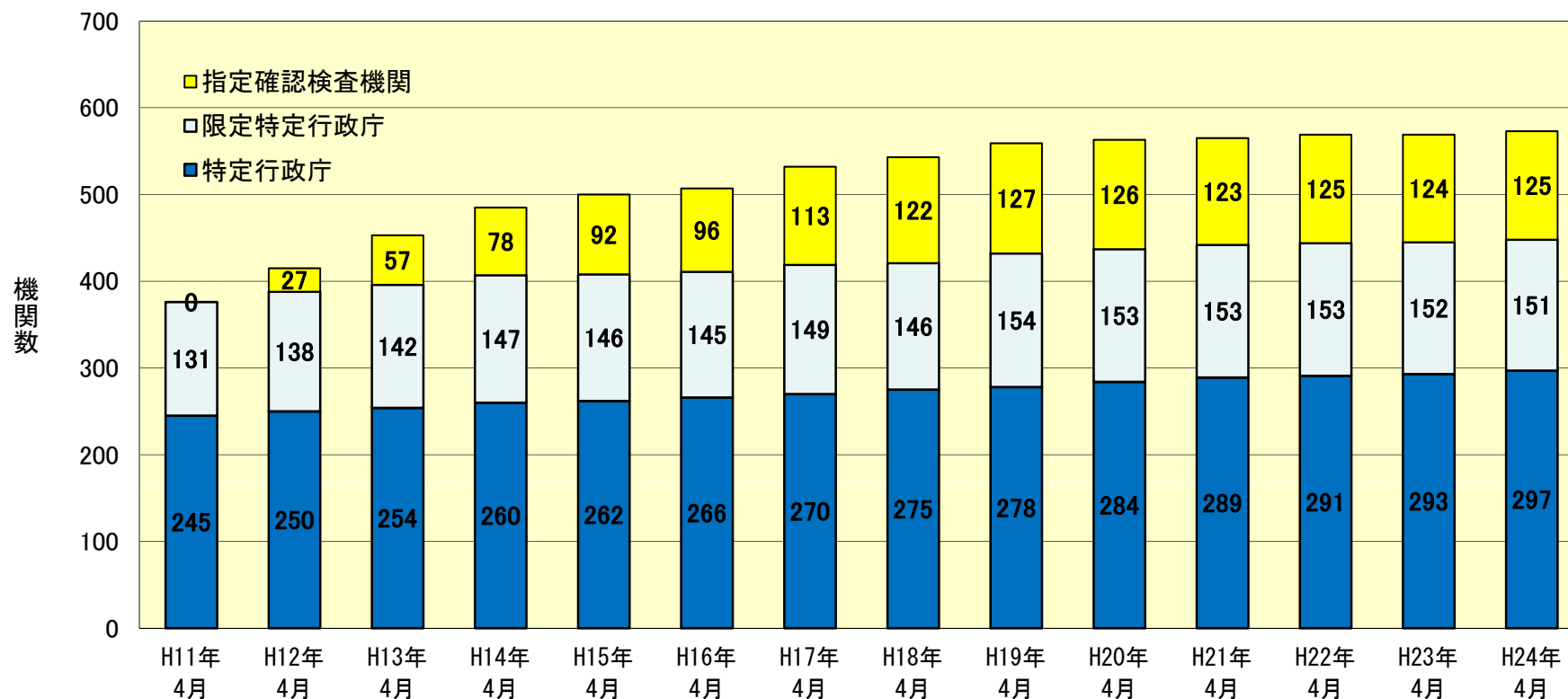


## <関連データ①-1> 特定行政庁数・指定確認検査機関数の推移

- 平成11年より、特定行政庁の建築主事以外に指定確認検査機関も建築物の計画が法令に適合しているかを確認・検査できる仕組みを導入。
- 平成24年4月現在、448の特定行政庁（うち限定特定行政庁※は151）の建築主事と125の指定確認検査機関において確認審査を実施。

※小規模な木造戸建住宅等の四号建築物等のみを扱う特定行政庁

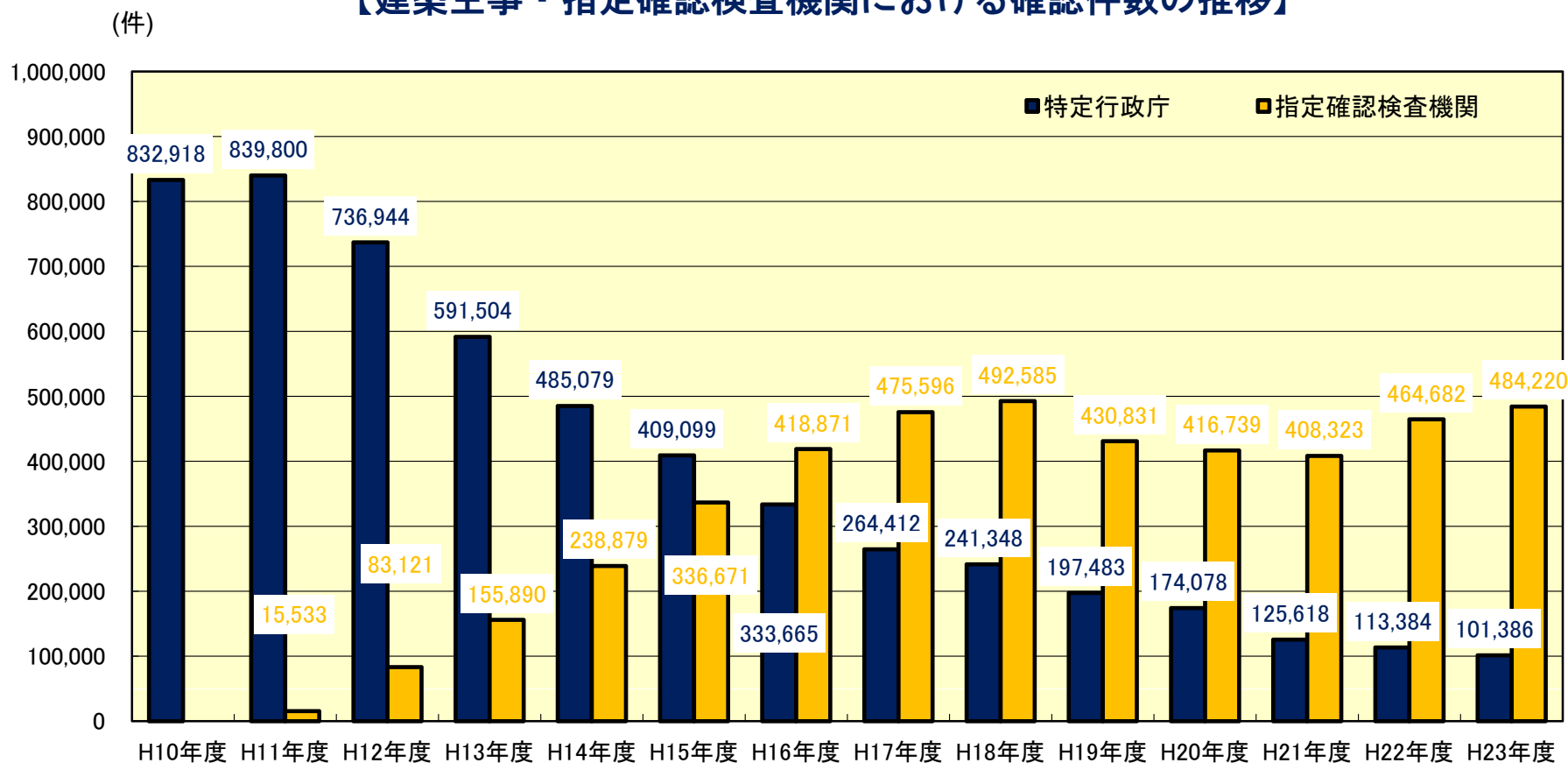
【特定行政庁数・指定確認検査機関数の推移】



## <関連データ①-2> 特定行政庁・指定確認検査機関における確認件数の推移

- 指定確認検査機関の増加に伴い、確認件数のうち指定確認検査機関が担う案件の割合が増大。
- 平成23年度の建築確認件数約59万件のうち、特定行政庁の建築主事が約2割、指定確認検査機関が約8割を担っている。

【建築主事・指定確認検査機関における確認件数の推移】

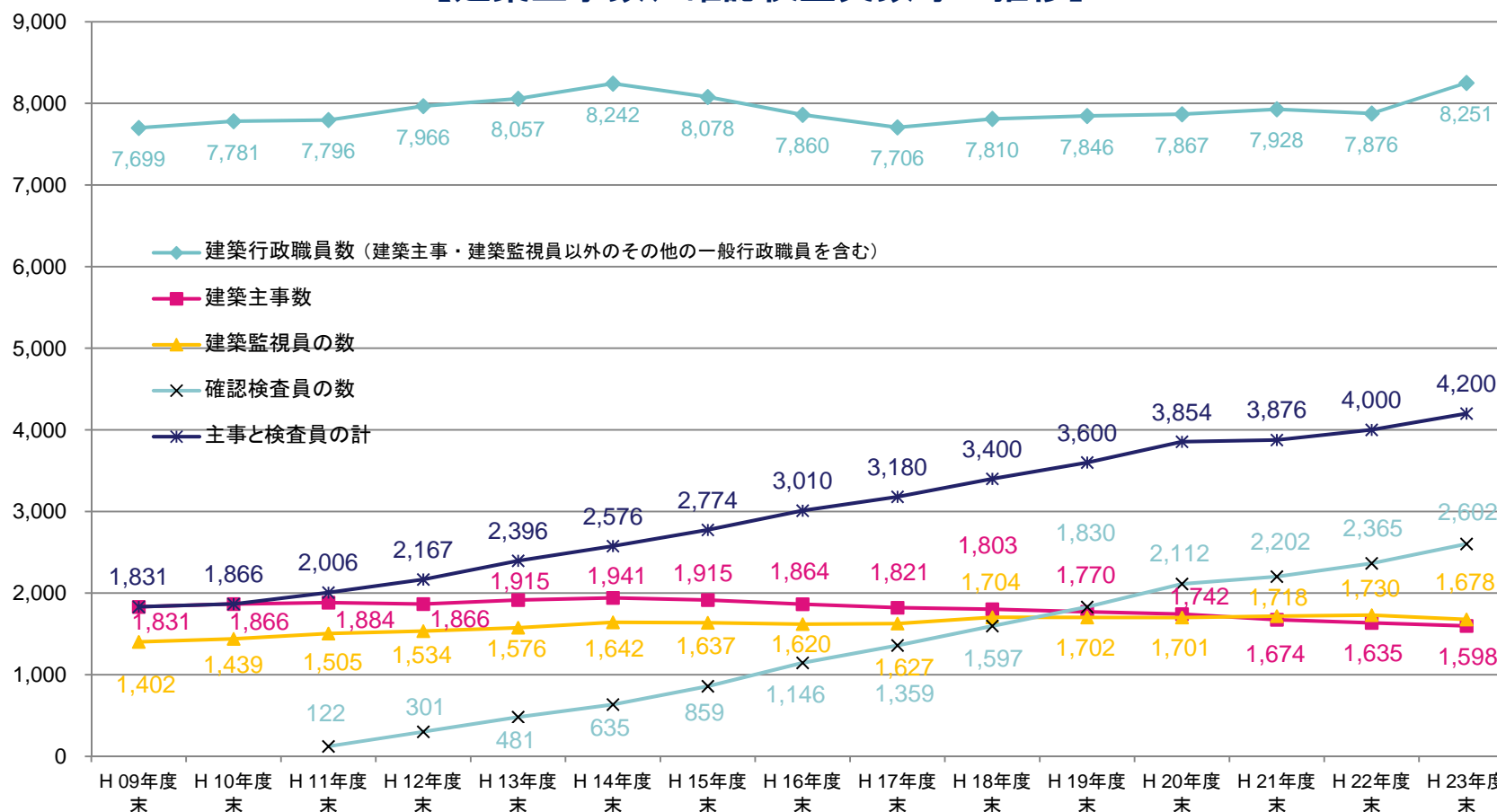




## <関連データ①-3> 建築主事数、確認検査員数等の推移

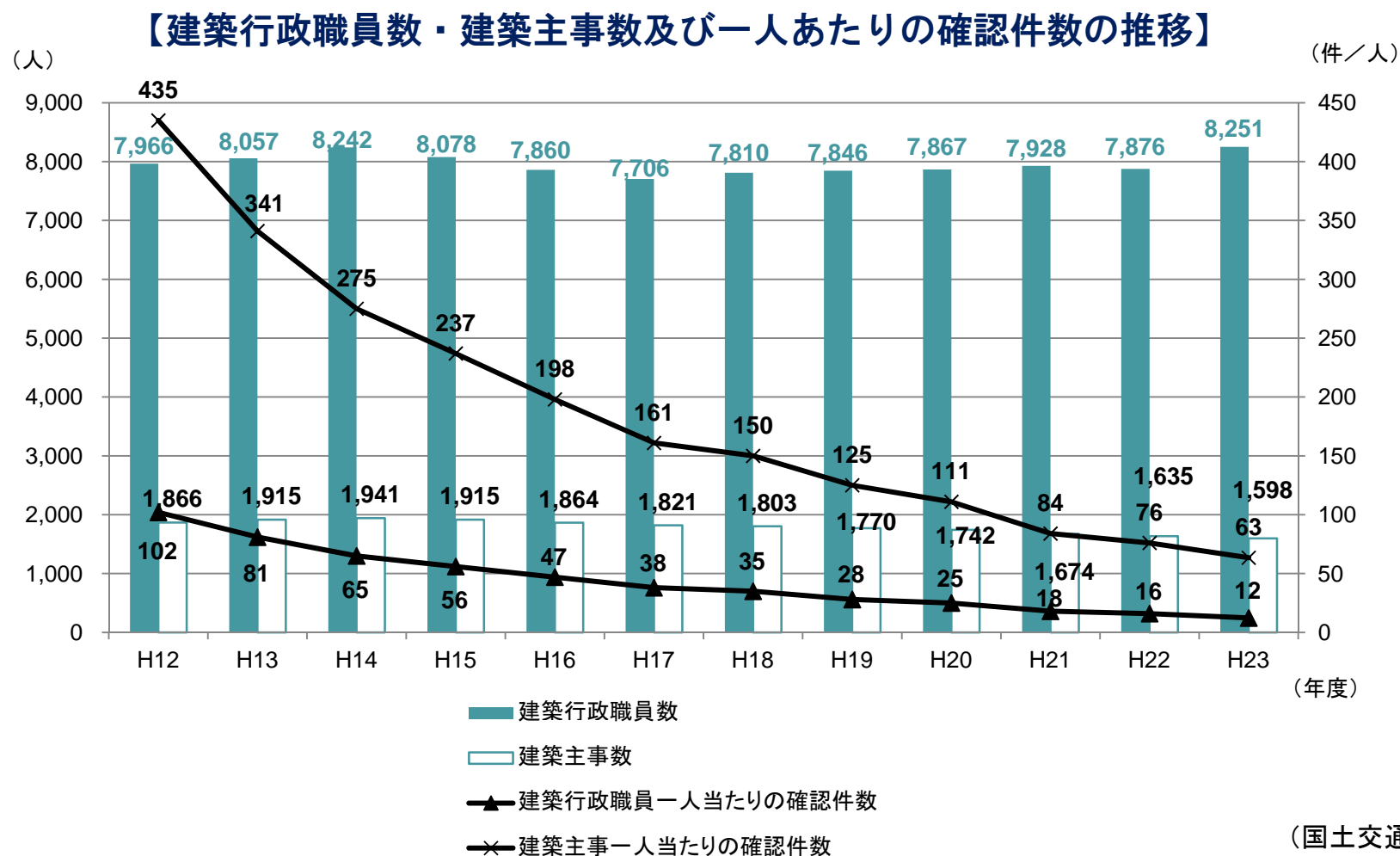
- 指定確認検査機関では、特定行政庁の建築主事と同等の資格を有する確認検査員が確認・検査を行うとされている。
- 平成10年度は約2,000人の建築主事のみで対応していたが、平成23年度には建築主事と確認検査員の合計約4,200人で確認審査に対応している。

【建築主事数、確認検査員数等の推移】



## <関連データ①-4> 建築行政職員数・建築主事数及び一人あたりの確認件数の推移

- 特定行政庁における建築行政職員数にはさほど変動はないものの、建築行政職員一人あたりの建築確認件数は大幅に減少。（H12：102件 → H23：12件）
- また、建築主事数は減少傾向にあり、建築主事一人あたりの建築確認件数は大幅に減少。（H12：435件 → H23：63件）



## <関連データ①-5> 特定行政庁・指定確認検査機関の審査・検査体制

- 特定行政庁における建築行政職員数、構造審査担当者数は、ともに都道府県、人口25万人以上の市（政令市、政令市以外）、それ以外の建築主事がいる市の順に少なくなっている。
- また、特定行政庁における構造審査担当者数は、H17年の構造計算書偽装問題が発覚して以降は増加傾向にある。

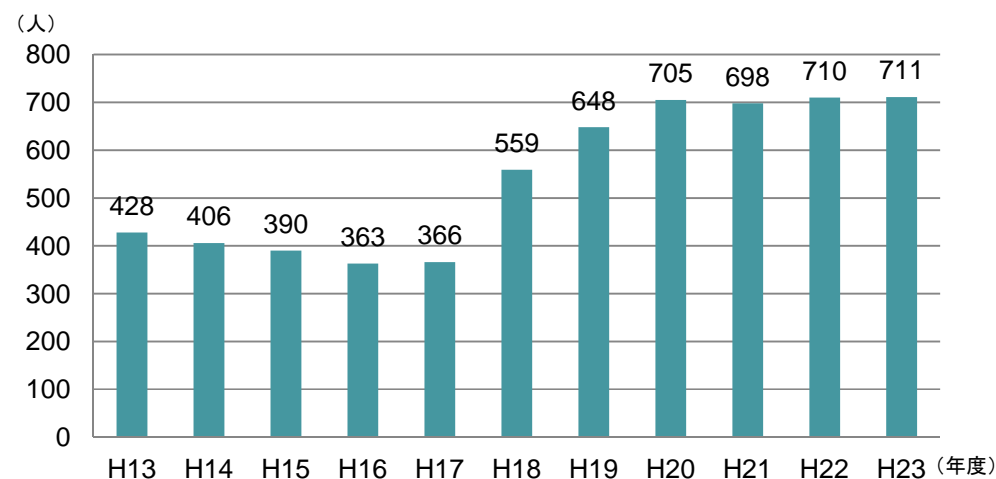
【特定行政庁の組織体制（平成23年度）】

	行政庁数	建築行政職員数 (平均人数)	
		うち構造	うち設備
総数	443	18.3	1.6
都道府県	47	47.3	3.6
法4条1項設置市 (人口25万人以上)(平均)	83	32.8	3.0
(政令指定都市)	19	64.3	5.3
(政令指定都市以外)	64	23.5	2.4
法4条2項設置市	138	10.8	1.1
法97条の2設置市(町) (限定特定行政庁)	152	5.1	0.2
法97条3項設置区(東京23区)	23	39.2	4.7

【指定確認検査機関の組織体制（平成23年度）】

	機関数	確認検査員・補助員 (1機関あたりの平均人数)		
		うち構造	うち設備	うちその他
総数	125	41.5	3.7	2.9
大臣指定機関	22	94.6	10.6	0.8
地整指定機関	36	38.1	4.0	0.8
都道府県指定機関	67	25.9	1.2	0.6

【特定行政庁における構造審査担当者数（総数）の推移】



※構造審査担当者には、建築主事・建築監視員以外のその他の一般行政職員を含む。

# <関連データ①-6> 建築基準法に基づく総則・単体規定と集団規定に係る審査等の状況 (平成23年度)

	総則・単体規定関連			集団規定関連		
	民間機関の事務 125機関、確認検査員・補助員 5,027人 うち確認検査員2,602人					
<b>建築確認</b> 年間約59万件 <b>中間検査</b> 年間約18万件 <b>完了検査</b> 年間約53万件	民間機関	建築確認 中間検査 完了検査	約48万件 約17万件 約44万件	(全体の約8割) (全体の約9割) (全体の約8割)	【4号建築物はうち約33万件】 【4号建築物はうち約29万件】	
※ 建築確認・ 検査は建築主 事又は確認検 査員が実施	行政	建築確認 中間検査 完了検査	約10万件 約1万件 約9万件	(全体の約2割) (全体の約1割) (全体の約2割)	【4号建築物はうち約7万件】 【4号建築物はうち約6万件】	
<b>許可・認定</b> 年間約19,000件 ※1	約6,000件※1 (総則に係る技術的な審査) <仮使用承認、仮設建築物>			約13,000件※1 (うち道路関連の審査が約10,000件)		
<b>違反是正</b> 年間約3,600件 ※1	総則に係る違反是正 約2,200件※1 <確認申請手続・中間検査等>					
	実体規定に係る違反是正 約1,400件※1 約600件※1 (単体規定に係る違反是正)			約800件※1 (道路関連その他の集団規定に係る違反是正)		
	行政の事務 448特定行政庁、建築行政職員 8,251人 うち建築主事 1,598人(国土交通省調べ)					

※1は平成22年度実績

## <関連データ①-7> 現行の確認検査の仕組みでは制御困難な事項・分野の実態について

- 現行の確認・検査制度には、次のような確認・検査が実質的に困難と考えられる事項・分野があることを確認検査主体へのヒアリング（※）により把握。

※ H23.8月に5特定行政庁、3指定確認検査機関を対象にヒアリングを実施。

### ①確認審査において非常に高い専門性が求められる事項・分野

- ⇒（例）【防火・避難】耐火性能検証法、防火区画検証法、避難安全検証法等の性能検証法の審査  
【構造】限界耐力計算・エネルギー法等の性能検証法等の法適合性の審査  
【意匠】天空率等の計算の適切性の審査  
【建築設備】昇降機の安全装置の構造、浄化槽の構造、ガス事業法等建築基準関係規定等の法適合性の審査  
【工作物】遊戯施設の安全装置等の法適合性の審査

### ②目視、動作確認等の検査が物理的・技術的に困難な事項・分野

- ⇒（例）i）目視困難：非常用の照明装置の構造、給水装置・排水設備、浄化槽の構造等  
ii）動作確認困難：昇降機の安全装置等  
iii）測定・現地確認困難：非常用の照明装置の照度、建築材料、エレベーターの昇降路内の構造、遊戯施設等検査に足場を要するもの等

- ① 建築確認
- ② 構造計算適合性判定**
- ③ 中間検査
- ④ 完了検査
- ⑤ 計画変更に係る建築確認
- ⑥ 仮使用承認
- ⑦ 定期報告
- ⑧ 違反是正命令等
- ⑨ 増改築等・用途変更に係る建築確認

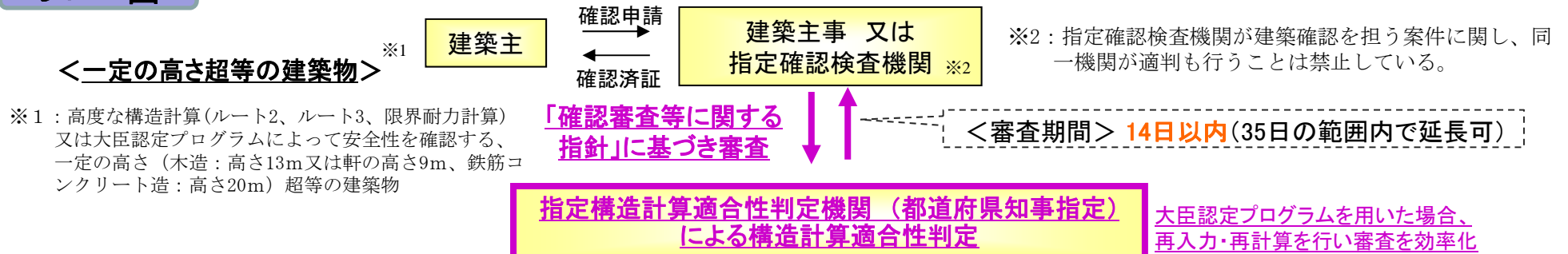
### 構造計算適合性判定(建築基準法第6条関係)の概要

- 高度な構造計算によって安全性を確認する建築物等に係る建築確認については、建築主事又は指定確認検査機関が、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定※(適判)を求めなければならない。  
※：適判とは、構造計算の法適合性を適確に審査するため、建築主事等が行う審査に加え、第三者機関において一定の技術力を有する者が工学的に高度な判断を伴う構造計算のモデル化の方針、剛性及び耐力の評価、構造特性係数の設定等を含む審査
- 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の指定基準を満たしていれば、両方の機関としての指定を受けることが可能。
- 建築確認を担う者とは別の第三者が構造規定に係る法適合性をチェックするという制度の趣旨に基づき、都道府県知事が適判を行う場合にあっては、確認を行った建築主事を当該案件に係る適判に関する事務に従事させることを禁止するとともに、指定確認検査機関が建築確認を担う案件に関し、同一機関が構造計算適合性判定を行うことを禁止している。

### 関連データ

- 構造計算適合性判定件数：17,338件(一月あたり約1,500件)(H23年度)
- 適判物件に係る平均の確認審査日数(事前相談の期間含む)：約100日(H20.1)→約50日(H24.8)  
 →特定行政庁：約70日、指定確認検査機関：約48日
- 構造計算適合性判定機関の数：59機関。うち、都道府県：9機関(H24.8)

### フロー図



## 建築物の規模

## 構造計算ルート

## 手続き

### 超高層建築物

高さ60m超

⑤ 時刻歴応答解析

大臣  
認定

+

建築  
確認

H23年度 約240件(全体の0.04%程度)

### 大規模建築物

木造：高さ13m又は軒高9m超  
鉄骨造：階数4以上  
RC造：高さ20m超 等

※ただし、任意に構造計算ルート  
②～④とした場合の中規模建築物を含む。

④ 限界耐力計算

③ 保有水平耐力計算 (ルート3)

② 許容応力度等計算 (ルート2)

※高さ31m超の建築物は不可  
※許容応力度等計算＝許容応力度の確認  
＋層間変形角の確認  
＋剛性率の確認  
＋偏心率の確認

建築  
確認

+

左記の高度な構造計算によって安全性を確認する建築物等については  
**構造計算適合性判定 (ピアチェック) が必要**

H23年度 約17,000件  
(全体の3%程度)

### 中規模建築物

木造：3階以上又は延べ面積500㎡超  
木造以外：2階以上又は延べ面積200㎡超  
組積造：高さ13m又は軒高9m超 等

① 許容応力度計算 (ルート1)

建築  
確認

H23年度 約133,000件  
(全体の25%程度)

### 小規模建築物

(構造計算不要)

建築  
確認

H23年度 約395,000件  
(全体の72%程度)

※平成23年度の建築確認の件数は約545,000件  
※件数には計画変更に係るものを含まない。



- 建築確認においては、建築主事又は指定確認検査機関は、構造種別（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）ごとの仕様規定に係る各階床伏図・構造詳細図等を用いた法適合性の審査や、意匠設計図と構造設計図とを比較した構造耐力上主要な部分の位置・形状及び寸法に係る整合性の審査等を行う。
- 一方、構造計算適合性判定においては、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関は、構造設計図における異常・不自然な箇所の有無、建築計画が地震時に用いる計算式の適用方法や特殊な建築形状・地形等への対応等データの入力方法の妥当性等について判定（ダブルチェック）を行う。
- 当該判定の結果に基づき、建築主事等が最終的な審査を行う。

※ 具体的な審査すべき事項等については、「確認審査等に関する指針」(H19国土交通省告示第835号)第一第4項・第二第3項等を参照。

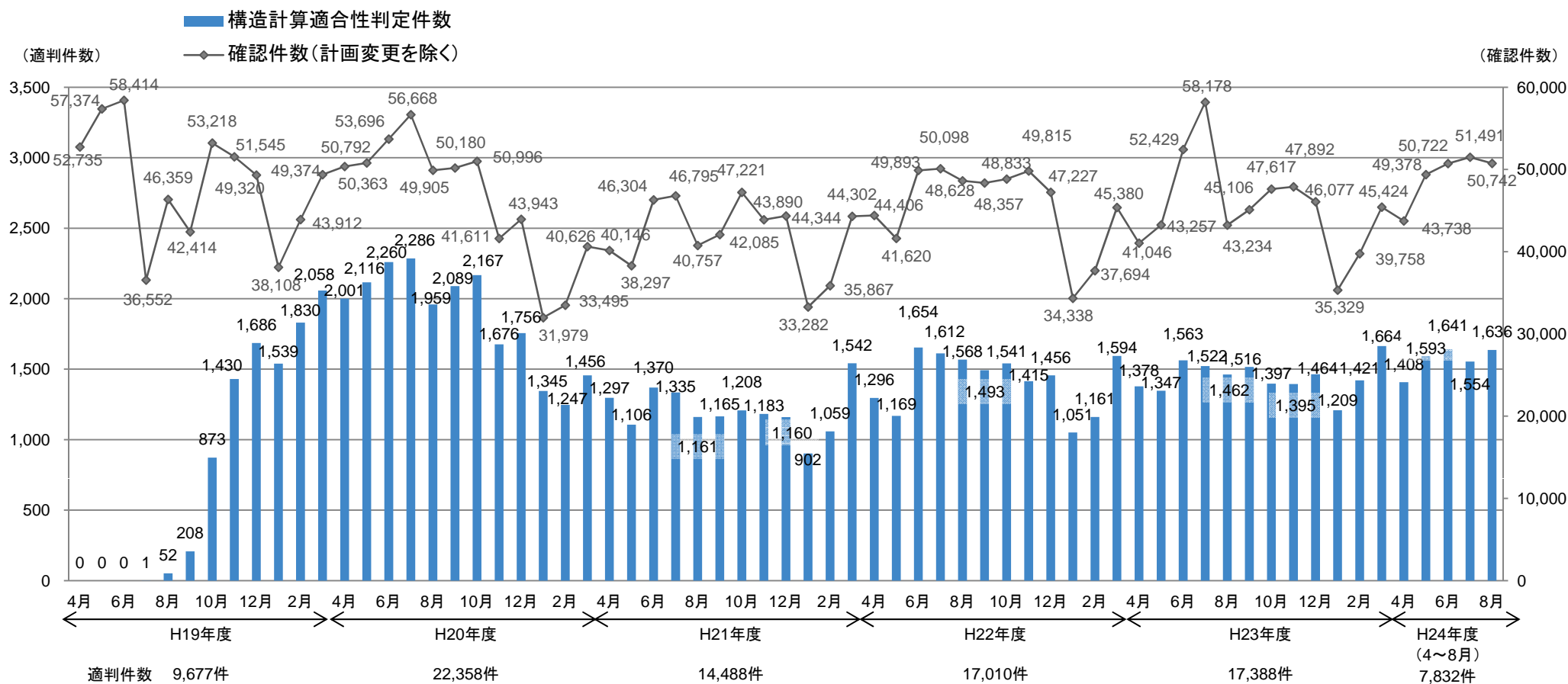
審査項目		建築主事等	適判機関等
1	構造種別(木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等)ごとの仕様規定について、各階床伏図、構造詳細図等を用いて法適合性の審査を行う。	○	×
2	意匠設計図と構造設計図とを比較して、構造耐力上主要な部分の位置、形状及び寸法が整合していることの審査を行う。	○	×
3	構造計算書の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力の値が、意匠設計図等に示された内容と整合していることの審査を行う。	○	○
4	<b>【認定プログラムを使用しない場合】</b> ・構造設計図において異常・不自然な箇所がないことの審査を行う。 ・建築計画が地震時に用いる計算式の適用方法の範囲内であり、特殊な建築形状・地形等への対応など、データの输入の方法が適切であることの審査を行う。 ・構造計算書の応力算定結果(フレームの応力図)に異常・不自然な値がないこと等の計算過程の審査を行う。	※構造計算適合性判定の結果に基づいて建築主事等が最終的な審査を行う。	○
	<b>【認定プログラムを使用する場合】</b> ・建築計画が使用する大臣認定プログラムの適用範囲内であることの審査を行う。 ・構造設計図において異常・不自然な箇所がないことの審査を行う。 ・提出された電子データに基づき、入力方法等を審査の上、再入力・再計算を行い、エラーメッセージ等がないことの審査を行う。		○
5	保有水平耐力計算が必要保有水平耐力以上の値になっているか等、計算結果が法令の基準に適合していることの審査を行う。	○	○
6	断面計算書に記載されている構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び鉄筋の配置と部材断面表の内容とが整合していることの審査を行う。	○	×

(出典:『平成19年6月20日施行 改正建築基準法・建築士法及び関係政省令等の解説』より)

## <関連データ②-1> 構造計算適合性判定件数の推移

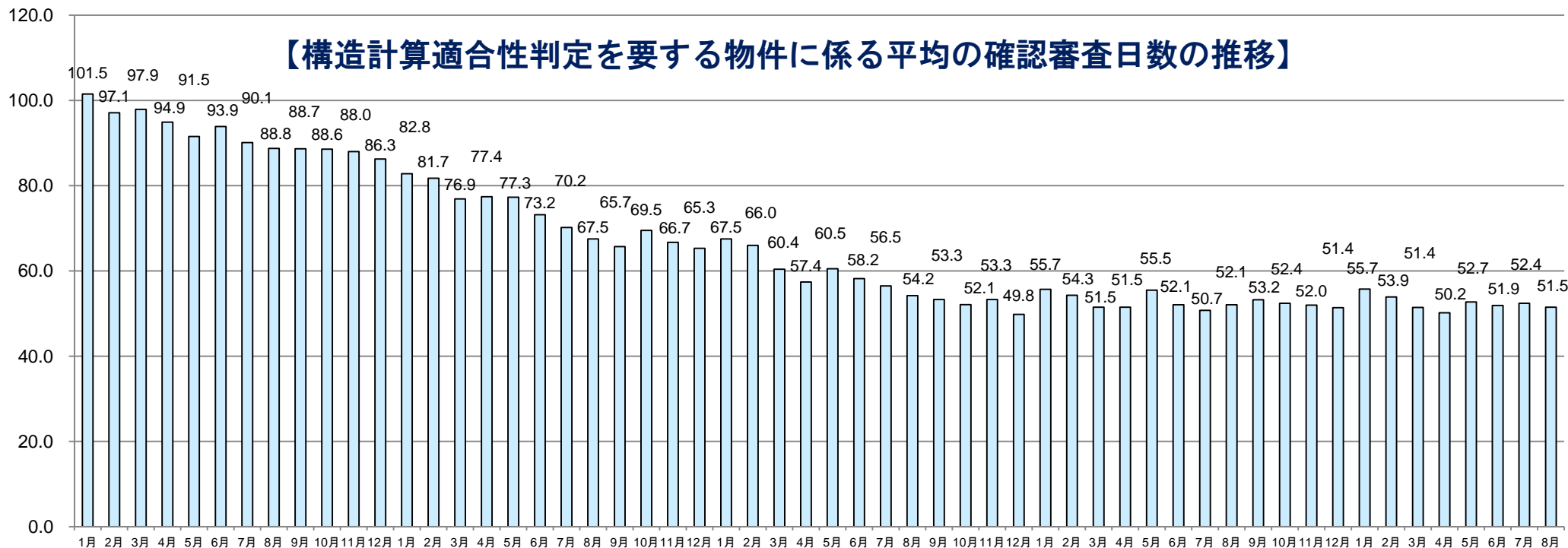
○ 構造計算適合性判定を導入した平成19年6月以降、着実に件数を伸ばし平成20年6月には約2,300件/月に達していたが、近年では一月あたり約1,500件程度で推移し、平成23年度で約17,300件となっている。

### 【構造計算適合性判定件数の推移】



## <関連データ②-2> 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の確認審査日数の推移

- 構造計算適合性判定を要する物件に係る平均の確認審査日数（事前相談の期間含む）については、平成20年1月に約100日であったものが、平成24年8月には約50日まで減少している。

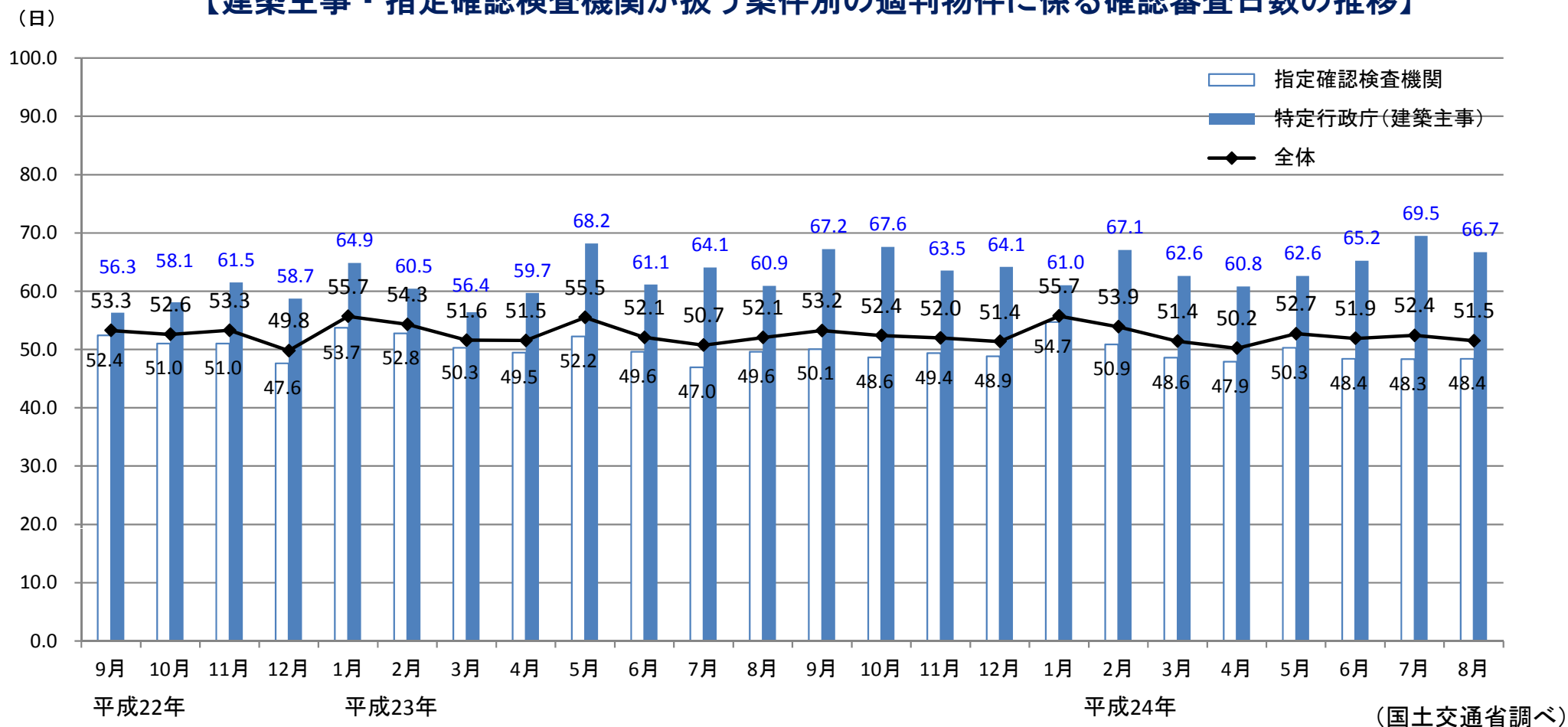


- (注) ○ 確認審査日数については、
- ・平成22年8月までの確認審査日数については各月初めの5営業日に確認済証を交付した適判対象物件を対象に分析。
  - ・平成22年9月からは「建築確認手続き等の運用改善」の施行日（平成22年6月1日）以降に確認申請受付を行い、当該月中に確認済証を交付した全ての適判対象物件を対象に分析。
  - ・事前相談受付※から確認済証交付までに要する日数（申請者側の作業日数と審査側の作業日数を含む）。
- ※事前相談の受付日の具体の判断は、各機関・行政庁において行っている。
- 平成23年3~6月分に関しては、岩手県の一部の地区について東日本大震災の影響により建築確認実績の把握が困難な状況であるため、確認が可能な範囲で集計を行っている。

## <関連データ②-3> 建築主事・指定確認検査機関が扱う案件別の適判物件に係る確認審査日数の推移

○ 構造計算適合性判定を要する物件に係る確認審査日数（事前相談期間含む）については、指定確認審査機関が審査した案件に比べて、近年では建築主事が審査した案件の方が10～20日程度長くなっている。

【建築主事・指定確認検査機関が扱う案件別の適判物件に係る確認審査日数の推移】

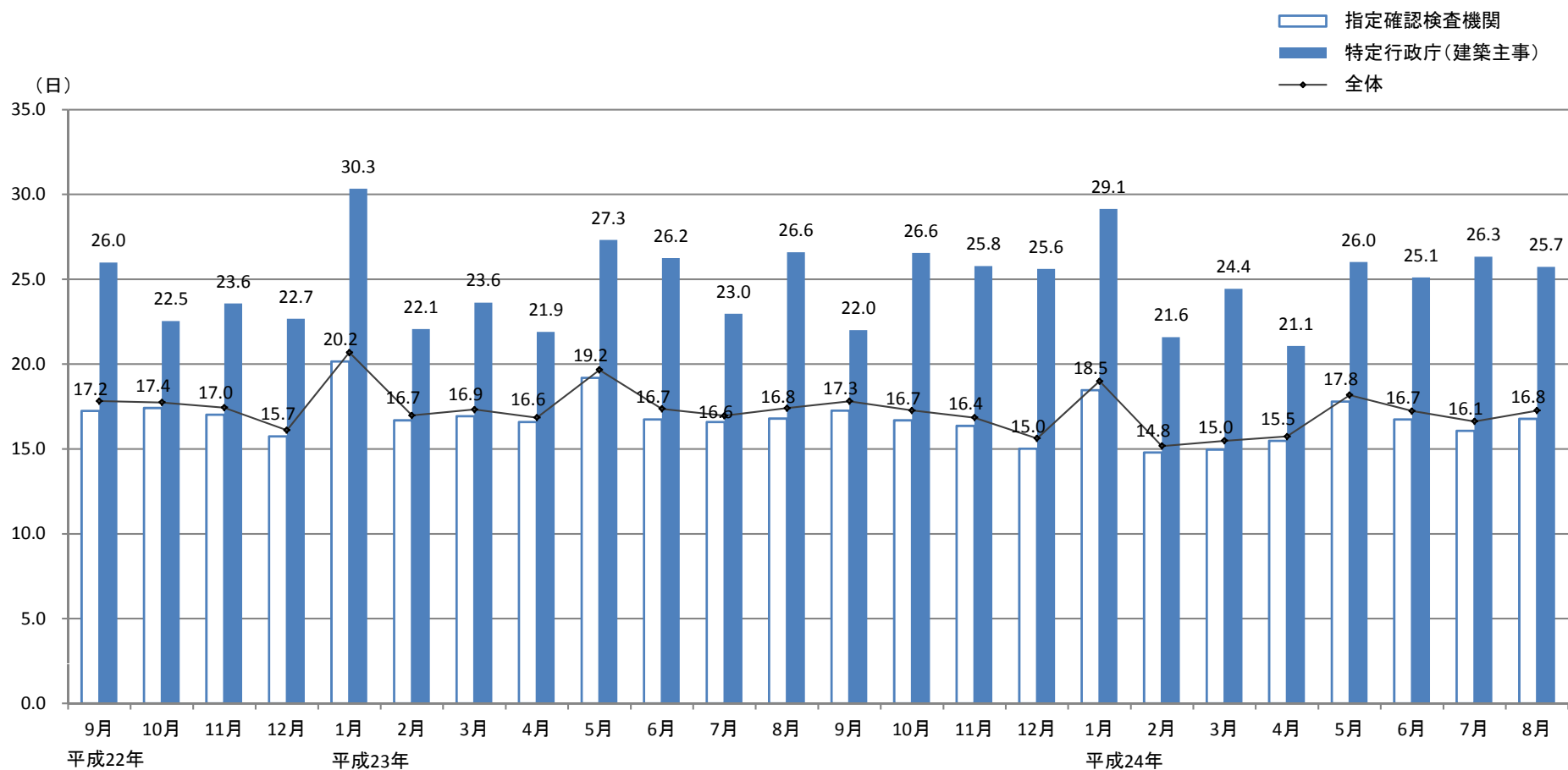


※ 法定通知を発出した物件を含む。事前相談の受付日に係る具体の判断は、各機関・行政庁において行っている。

## <関連データ②-4> 建築主事・指定確認検査機関が扱う案件別の適判に要した平均総判定日数の推移

- 構造計算適合性判定に要した日数（平均総判定日数）については、近年では、建築主事が扱う案件に係る日数の方が指定確認検査機関が扱う案件に比べて5～10日程度長くなっている。

【建築主事・指定確認検査機関が扱う案件別の適判に要した平均総判定日数の推移】



## <関連データ②-5>指定構造計算適合性判定機関の業務実施状況(H24.9.1時点)

(1) 指定構造計算適合性判定機関の数 59機関

(2) 各都道府県別の構造計算適合性判定機関の指定状況

適判機関の指定数※	1機関のみ	2機関	3~5機関	6~10機関	11機関以上	計
該当する都道府県数	2	13	17	9	6	47
備考	北海道、大分県	千葉県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、熊本県	富山県、福井県、山梨県、岐阜県、三重県、大阪府、広島県、山口県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県	青森県、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、徳島県、宮崎県、沖縄県	宮城県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県	

※都道府県知事自らが行っている場合は、当該都道府県知事を1機関として算入している。

(3) 各都道府県における構造計算適合性判定の実施主体の状況

都道府県知事のみ※	都道府県知事※ + 指定機関	指定機関のみ	計
1	8	38	47
大分県	宮城県、山形県、長野県、岐阜県、岡山県、広島県、山口県、高知県	北海道、青森県、岩手県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	

※都道府県知事の場合、外部団体や外部の判定員に一部業務を委託等して実施している。

## <関連データ②-5>構造計算適合性判定機関の業務実施状況(H24.9.1時点)

(4) 判定員 延べ2,047人(常勤136人、非常勤1,911人)

○常勤の定義：専ら判定の業務を行う専任の社員で、かつ、判定の業務に週4日以上従事する者

(5) 指定構造計算適合性判定機関の業務区域等

### ① 業務区域

業務区域としている都道府県の数	1	2~5	6~10	11~15	16以上	計
該当する適判機関数	42	4	7	2	4	59
備考					日本建築センター(37) 建築構造センター(26) ビューローベリタスジャパン(21) 日本建築総合試験所(21)	

### ② 適判機関の業務体制(本店・支店の設置)

	機関数
本店のみ	36
本店+支店	23
合計	59

### ③ 事前相談制度の実施状況

	機関数
制度化していない	14
制度化している	44
回答なし	1
合計	59

(国土交通省調べ)

- ① 建築確認
- ② 構造計算適合性判定
- ③ 中間検査**
- ④ 完了検査**
- ⑤ 計画変更に係る建築確認
- ⑥ 仮使用承認
- ⑦ 定期報告
- ⑧ 違反是正命令等
- ⑨ 増改築等・用途変更に係る建築確認



# ③中間検査／④完了検査

## 中間検査／完了検査(建築基準法第7条関係)の概要

### 【中間検査】

○ 施工の不備が原因と考えられる建築物被害を生じないようにするため、3階建以上の共同住宅の2階の床等の鉄筋配置工事の工程に係る法適合性の検査(中間検査)が一律に義務付けられている他、特定行政庁が施工中に検査することが必要な工事の工程を特定工程として指定した場合において、当該特定工程に係る工事完了後に当該部分の法適合性の検査(中間検査)を受けなければならない。

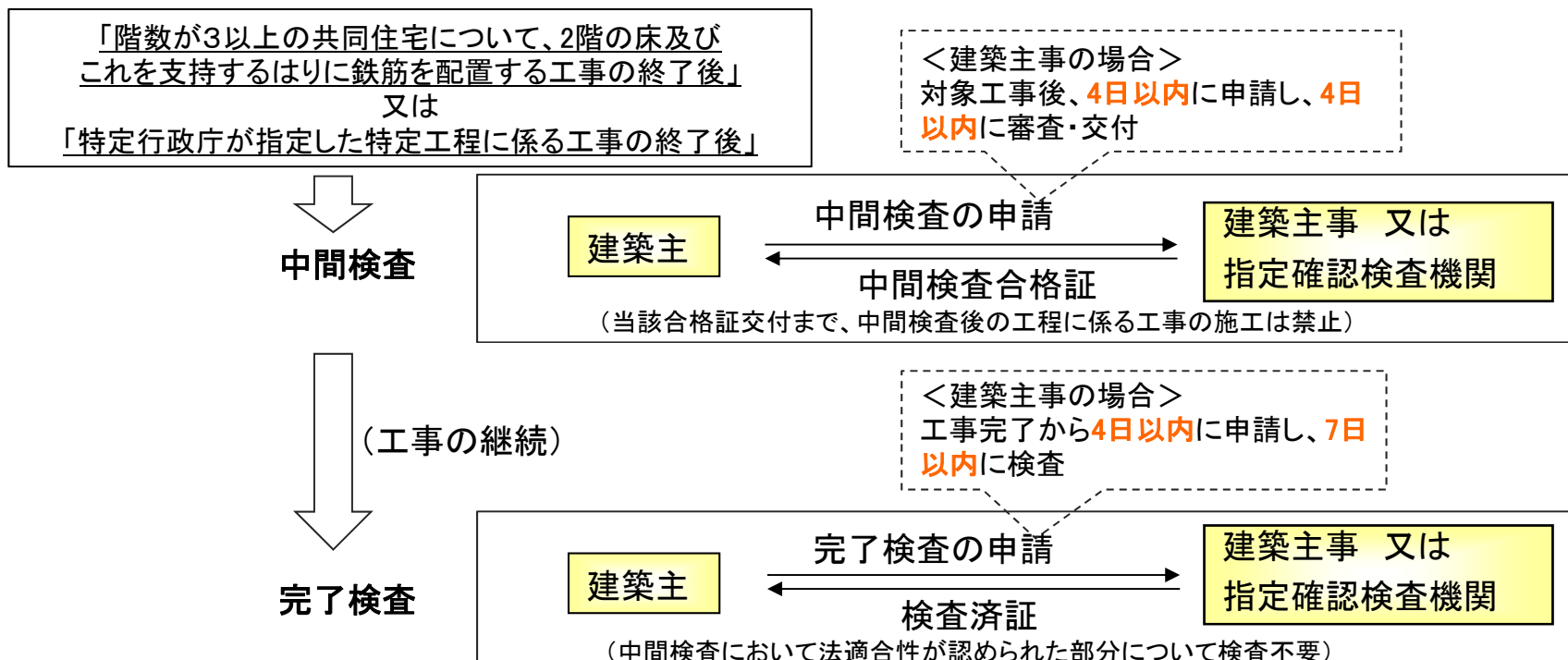
### 【完了検査】

○ 工事が完了した際には、建築物の法適合性の検査(完了検査)を受けなければならない。

### 関連データ

- H23年度中間検査済証交付件数: 182,472件(特定行政庁: 10,416件、指定確認検査機関: 172,056件)
  - H23年度完了検査率: 89%(検査済証交付件数(529,170件)のうち、特定行政庁が約2割、指定確認検査機関が約8割)
- ※完了検査率=当該年度における検査済証交付件数/当該年度における確認件数

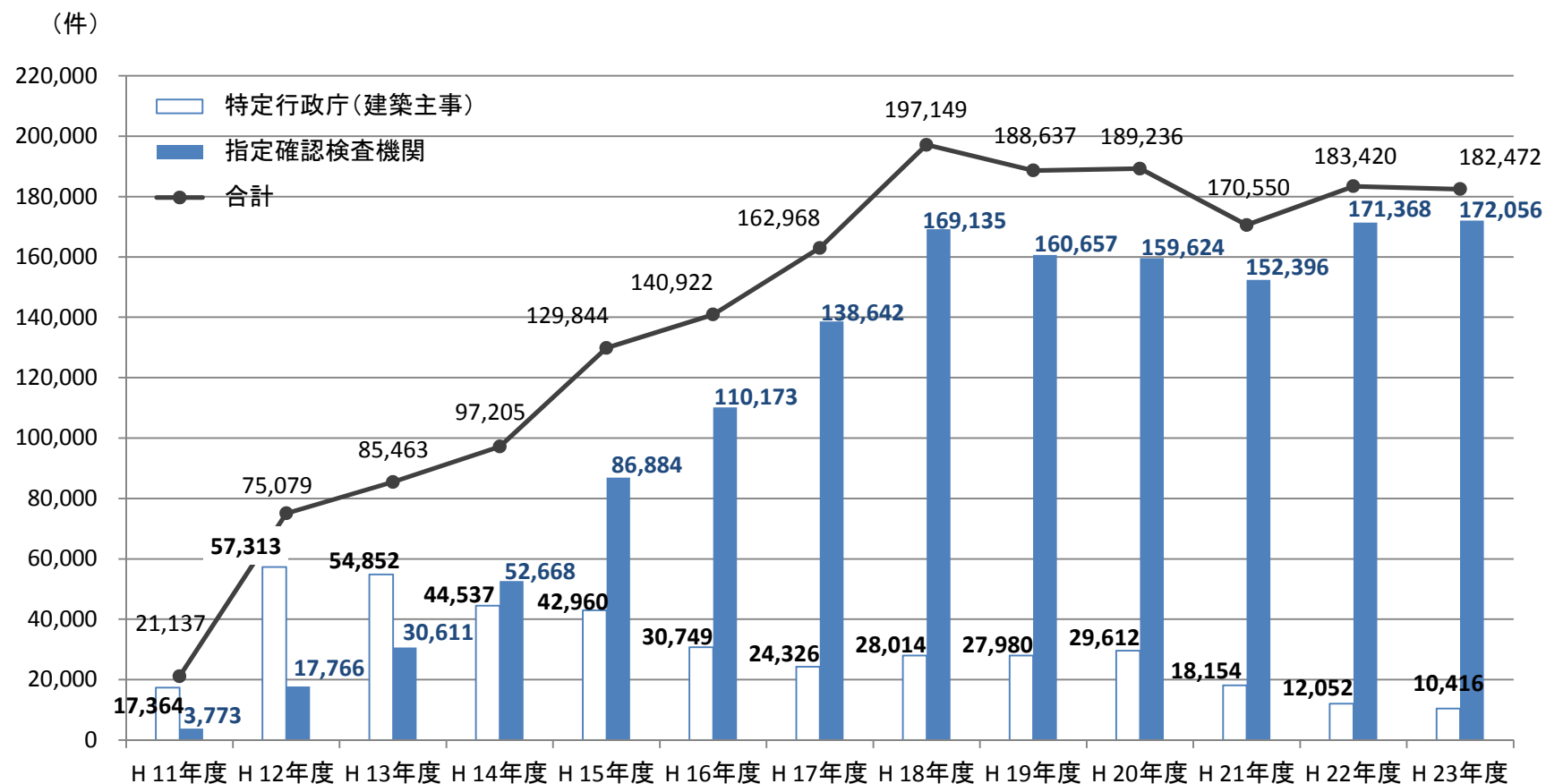
### フロー図



## <関連データ③-1> 中間検査合格証交付件数の推移

- 平成11年の中間検査制度の導入以降、中間検査合格証交付件数は全体的に増加傾向にある。
- 指定確認検査機関による交付件数は制度導入の平成11年度以降増加傾向にあるが、建築主事による交付件数は平成12年度をピークに減少傾向にある。

【建築主事・指定確認検査機関における中間検査済証交付件数の推移】



- 特定工程を指定している特定行政庁は316（全体の約7割）、指定していない特定行政庁は127（そのうち102が限定特定行政庁）。
- 限定特定行政庁を除く一般の特定行政庁（290）では約9割（265）が、限定特定行政庁（153）では約3割（51）が特定工程を指定している。
- 指定している特定工程の主な例は次の通り。
  - ・ 木造の戸建住宅における屋根工事又は小屋組工事、軸組工法の土台・柱等を金物により接合する工事
  - ・ 鉄骨造の共同住宅における1階の鉄骨の建て方工事
  - ・ 鉄筋コンクリート造（RC造）の特殊建築物の2階の床版（梁・床等）工事、基礎の配筋工事 等

## 【中間検査の特定工程の指定状況】

※平成22年6月末時点、調査対象の特定行政庁数：443（うち限定特定行政庁153）

	全数		一般の特定行政庁		限定特定行政庁	
	数	割合	数	割合	数	割合
	443	100%	290	100%	153	100%
特定工程を指定している(a)	316	71%	265	91%	51	33%
特定工程を指定していない	127	29%	25	9%	102	67%

分類	木造	鉄骨造	RC造	SRC造
構造ごとに特定工程の指定を行っている特定行政庁数 (b)	304	263	255	249
(a) (316特定行政庁) に対する (b) の割合	96%	83%	81%	79%

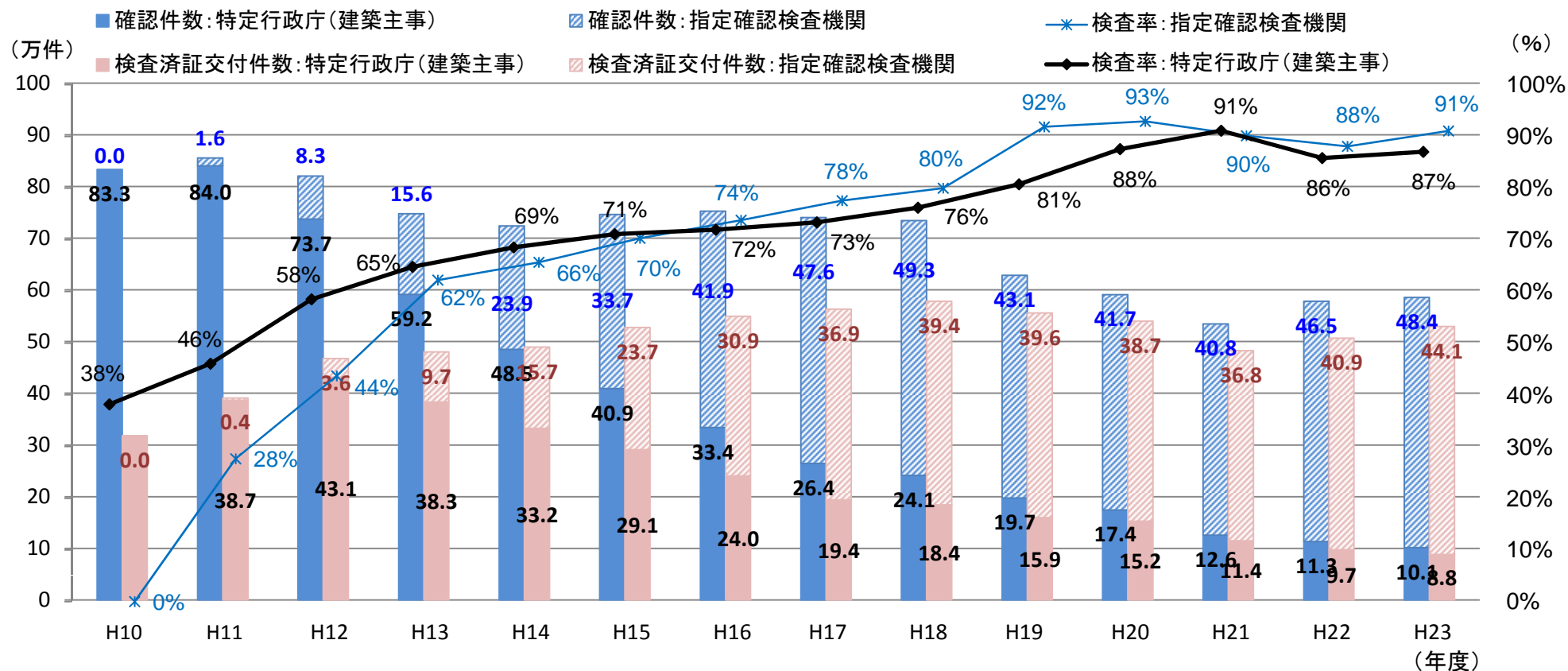
(注) 令第148条により、限定特定行政庁には中間検査の特定工程を定める権限はなく、都道府県が定めることとなるが、都道府県の定めた特定工程に限定特定行政庁が扱うことのできる建築物が含まれている場合には、「指定あり」等として計上した。  
同様に令第149条により、特別区にも中間検査の特定工程を定める権限はなく、都が定めている。

# <関連データ④-1> 検査済証交付件数・完了検査率の推移

- 審査・検査側の体制の充実により検査済証交付件数は増加し、完了検査率（※）も平成10年度に約4割であったのが、現在では約9割に至っている。
- なお、現在では完了検査の約8割を指定確認検査機関が、約2割を建築主事が担っている。

※完了検査率 = 当該年度における検査済証交付件数 / 当該年度における確認件数

## 【特定行政庁（建築主事）・指定確認検査機関における検査済証交付件数・完了検査率の推移】



# <関連データ③④-1>中間検査・完了検査における是正の実態について

## 中間検査・完了検査における主な指摘・是正事項の例

- 確認検査主体へのヒアリング※を通じて把握された主な指摘・是正事項は以下の通り。

※ H23. 8月に5特定行政庁、3指定確認検査機関を対象に実施。

### 中間検査における主な指摘・是正事項の例

#### ■構造

##### 【RC造】

- ・配筋のみだれ
- ・鉄筋のかぶり厚さの不足

##### 【鉄骨造】

- ・接合部のボルトの締め付け不良
- ・柱脚アンカーボルトの定着不良

##### 【木造（軸組）】

- ・耐力壁の位置
- ・仕口接合金物の不足

#### ■意匠

- ・配置寸法、敷地境界不明確、高さ、既存の塀の残置

【参考】H22. 7時点で約3割の特定行政庁が特定工程を指定していない状況

### 完了検査における主な指摘・是正事項の例

#### ■意匠

- ・階段の手すりの一部分の設置ミス
- ・外構工事未完（2項道路後退、地盤面不確定等）

#### ■設備

- ・設備部材の防火区画貫通部の施工不良
- ・非常用照明装置の設置不良

### 【参考】違反建築物に係る主な違反・是正事項の例

※法：建築基準法

- 防火・避難規定（法第35条等）
- 用途地域内の建築制限（法第48条）
- 建ぺい率（法第53条）
- 道路内の建築制限（法第44条）
- 容積率（法第52条）
- 等

- ① 建築確認
- ② 構造計算適合性判定
- ③ 中間検査
- ④ 完了検査
- ⑤ 計画変更に係る建築確認**
- ⑥ 仮使用承認**
- ⑦ 定期報告
- ⑧ 違反是正命令等
- ⑨ 増改築等・用途変更に係る建築確認

# ⑤計画変更に係る建築確認／⑥仮使用承認

## 計画変更に係る建築確認(建築基準法第6条関係)／仮使用承認(建築基準法第7条関係)の概要

### 【計画変更】

- 建築確認を受けた建築物の計画の変更(以下「計画変更」)を行う場合には、一定の軽微な変更を除き、計画変更の確認を受けなければならない。
- 計画変更の手続きは着工後も必要であり、変更後の工事を行う前までに再度計画変更の確認を受けなければならない。
- 当該仕組みにより不適切な計画に基づく施工が回避され、検査時に改めて計画内容の適合性を確認する必要がないため、迅速・円滑な検査の実施が可能。

### 【仮使用承認】

- 小規模な建築物以外の新築等にあたっては、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしない限り、工事完了前の建築物の使用は禁止される。

### 【仮使用承認制度創設の背景】

昭和47年5月の大阪千日デパートビル火災や昭和48年11月の熊本大洋デパートビル火災など、新築建物で一部工事が完了した場合や既存建物で増改築等を行っている場合に、建物の一部を使用するケースが増加し、そのような状況下での火事等により、多数の死者を生じる災害が発生するに至ったことから、これを未然に防止するための措置として、昭和51年に建築基準法を改正。

### 関連データ

- H23年度計画変更の確認件数: 45,098件(特定行政庁: 9,588件、指定確認検査機関: 35,508件)
- H23年度仮使用承認の件数: 1,981件

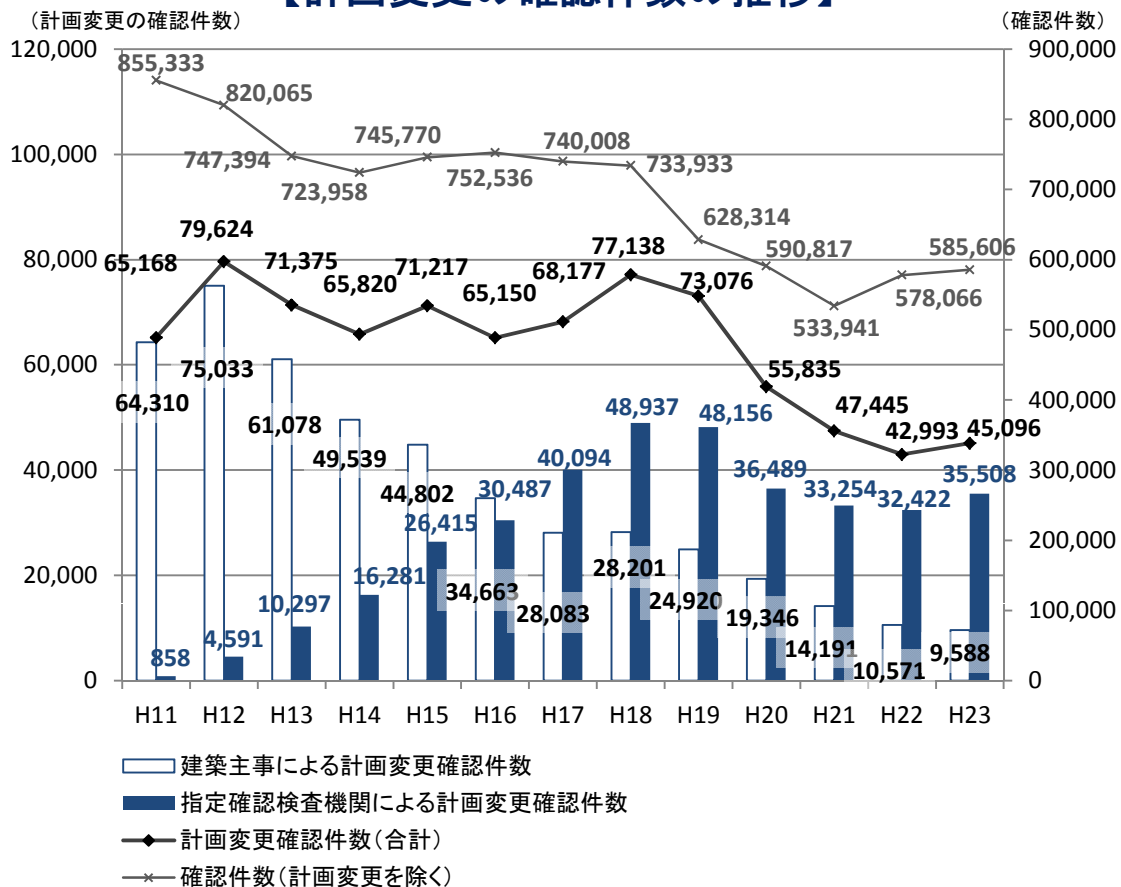
### 【計画変更／仮使用承認に係る確認・検査のフローの例】



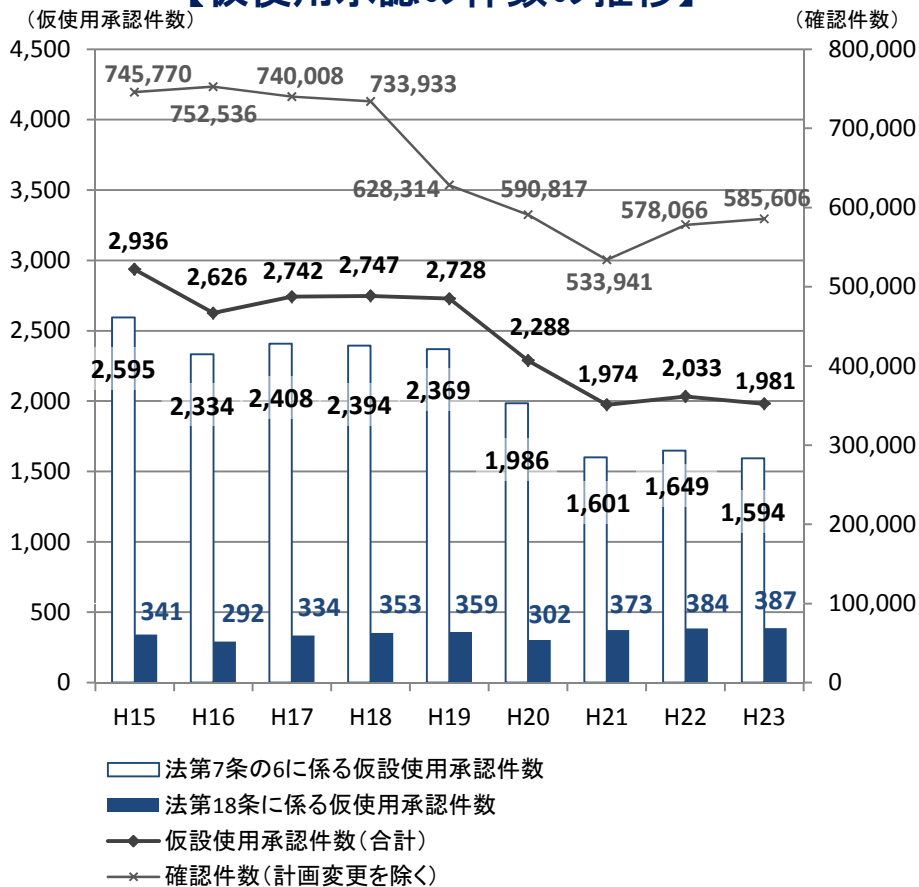
※一定の軽微な変更については確認は不要

- 計画変更の総件数については近年減少傾向にあり、建築主事が扱う件数も減少傾向にある。
- 仮使用承認の総件数については近年減少傾向にあるが、法18条関係（公共建築物等）については増加傾向にある。

【計画変更の確認件数の推移】



【仮使用承認の件数の推移】





- ① 建築確認
- ② 構造計算適合性判定
- ③ 中間検査
- ④ 完了検査
- ⑤ 計画変更に係る建築確認
- ⑥ 仮使用承認
- ⑦ 定期報告**
- ⑧ 違反是正命令等
- ⑨ 増改築等・用途変更に係る建築確認

## 定期報告(建築基準法第12条関係)の概要

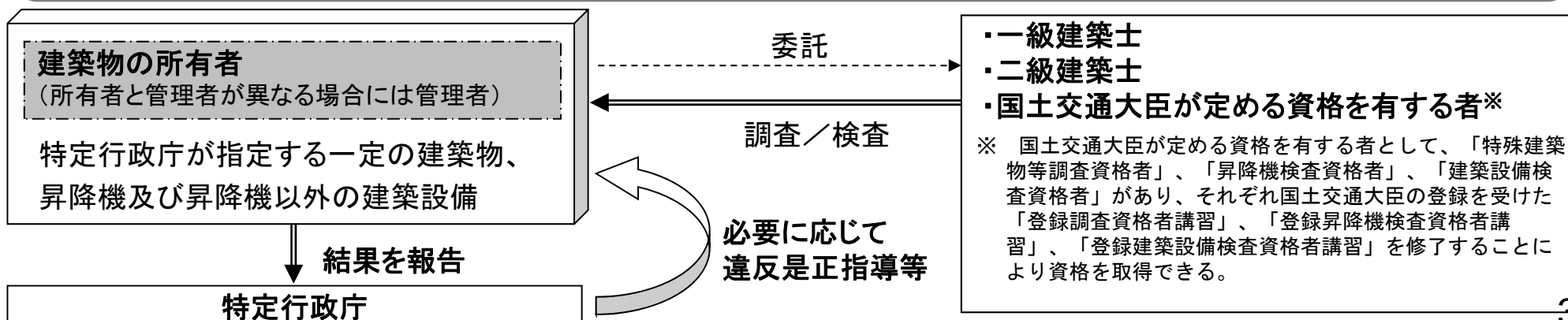
- 特定行政庁が一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備を指定し、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けている。
- 定期報告をすべきであるのにしなかった場合又は虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象（100万円以下の罰金）となる。

### <定期報告制度の対象及び調査内容等>

	対 象	調査／検査の内容	特定行政庁への報告の時期
建築物	劇場、映画館、ホテル、百貨店等の特殊建築物で特定行政庁が指定するもの (指定対象件数：約26万8千件)	外壁のタイルに剥落等がないか、防火戸が撤去されていないか等について、目視、打診等により調査	概ね半年から3年の間で特定行政庁の定める時期
昇降機	特定行政庁が指定する昇降機 (指定対象件数：約77万2千件)	ブレーキパッドや主索が摩耗していないか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	概ね半年から1年の間で特定行政庁の定める時期
排煙設備等の建築設備	劇場、映画館、ホテル、百貨店等の特殊建築物の換気設備、排煙設備等の建築設備で特定行政庁が指定するもの (指定対象件数：約33万件)	機械換気設備の換気量が適切か、排煙設備が適切に作動するか等について目視、作動確認、機器測定等により検査	

### 関連データ

- H23定期報告状況  
特殊建築物：68.4%、昇降機等：94.3%、その他の建築設備：67.8%



資格名		根拠条文	資格者になる方法	調査等の結果が粗雑であった場合の処分
一級建築士		建築士法第4条	一級建築士試験の合格、国土交通大臣の免許	国土交通大臣が戒告、業務停止命令又は免許取り消し（同法10条）
二級建築士		建築士法第4条	二級建築士試験の合格、都道府県知事の免許	都道府県知事が戒告、業務停止命令又は免許取り消し（同法10条）
国土交通大臣が定める資格者	建築基準適合判定資格者	建築基準法第5条	建築基準適合判定資格者検定の合格、国土交通大臣の登録	国土交通大臣が確認検査業務の禁止又は登録を消除（同法77条の62）
	特殊建築物調査資格者	建築基準法施行規則第4条の20	欠格事項（告示356号）に該当しないこと、かつ、登録調査資格者講習の修了	資格の失効（欠格事項を定める告示356号第5号に該当） ※処分手続きなし
	昇降機検査資格者	建築基準法施行規則第4の20第2項	欠格事項（告示356号）に該当しないこと、かつ、登録昇降機検査資格者講習の修了	資格の失効（欠格事項を定める告示356号第5号に該当） ※処分手続きなし
	建築設備検査資格者	建築基準法施行規則第4の20第3項	欠格事項（告示356号）に該当しないこと、かつ、登録建築設備検査資格者講習の修了	資格の失効（欠格事項を定める告示356号第5号に該当） ※処分手続きなし

## 維持保全の努力義務(建築基準法第8条関係)の概要

- 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。
- 特殊建築物等で特定行政庁が指定するものの所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、国土交通大臣が定めた指針に沿って、必要に応じ、特殊建築物等の維持保全に関する準則又は計画を作成する等適切な措置を講じなければならない。

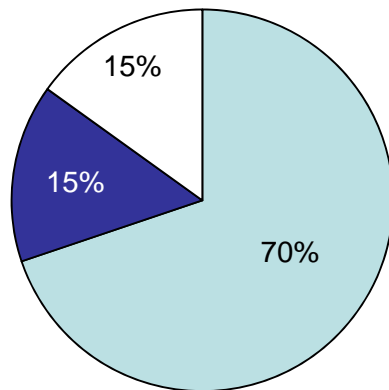
### 関連データ

維持保全に関する準則又は計画の作成状況：約18%

※国土交通省が特定行政庁に対してH23.6に実施したサンプル調査  
(平成22年度に特定行政庁へ報告された定期報告書の抽出調査)より

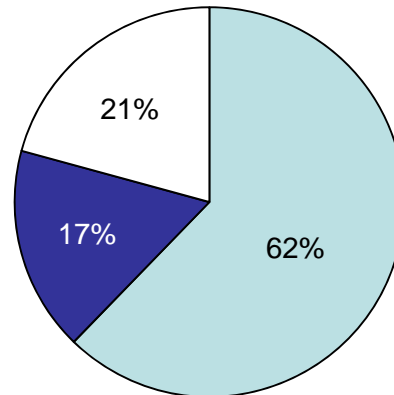
- なお、日本百貨店協会、(社)日本病院会、(社)日本ビルディング協会連合会及び(社)日本ホテル協会の会員企業(回答数53社)に対するアンケート調査(H23.10)によれば、約6割の企業においてほぼ全ての所有建築物について、約2割の企業において一部の所有建築物について維持保全計画を作成している。

### <計画的な維持保全の実施状況>



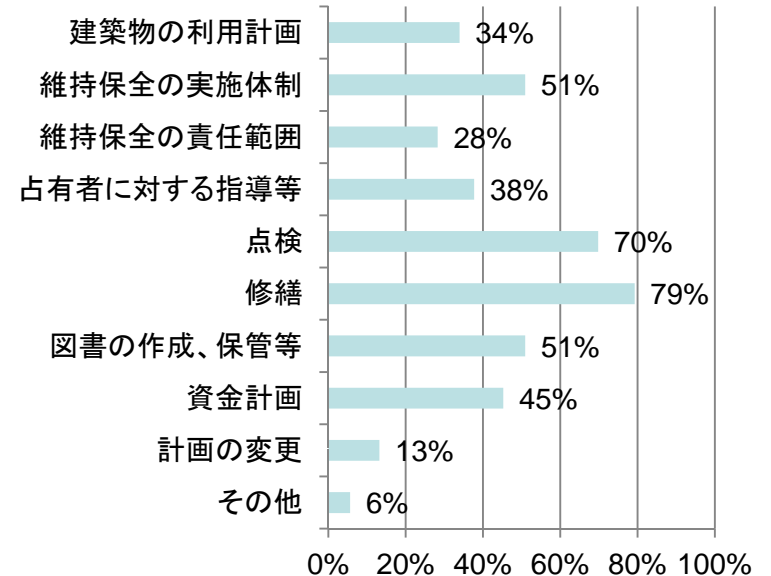
- ほぼ全ての所有建築物について実施
- 一部の所有建築物について実施
- 計画的な維持保全は実施していない

### <維持保全計画の作成状況>



- ほぼ全ての所有建築物について作成
- 一部の所有建築物について作成
- 維持保全計画は作成していない

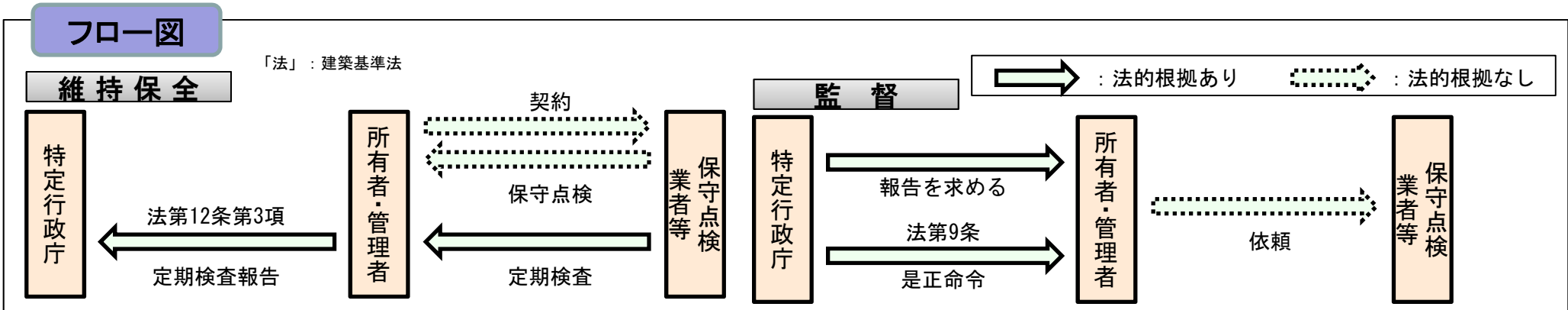
### <維持保全計画への記載事項>



※日本百貨店協会、(社)日本病院会、(社)日本ビルディング協会連合会、(社)日本ホテル協会の会員企業(回答数53社)に対するアンケート調査より(H23.10)

## 昇降機の維持保全（建築基準法第9、12条関係）の概要

- 昇降機は、構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の操作不完全によって大きな災害が発生する恐れがないよう、定期的に適切な保守点検等を実施し、適法な状態に維持されていることについて特定行政庁へ報告する必要がある。
- 日常的な維持保全においては、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」を周知し、行政指導により昇降機安全対策の徹底を推進している。



### <事故事例①：港区における戸開走行事故>

- ・平成18年6月、港区のマンションのエレベーター出入口で、男性がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態エレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ死亡。
- ・保守点検業者のうち、事故機の製造者以外の2社は、当該機種の保守点検マニュアルを保有しておらず、保守点検に関する技術情報が組織的に共有されていなかったと考えられる。
- ・また、不具合の発生頻度が極めて高く、所有者、管理者及び保守点検業者による不具合への対応が極めて不十分であったと考えられる。
- ・適切な技術情報に基づく保守点検及び不具合についての原因究明や適切な処置が行われていれば、本事故を未然に防止できた可能性。

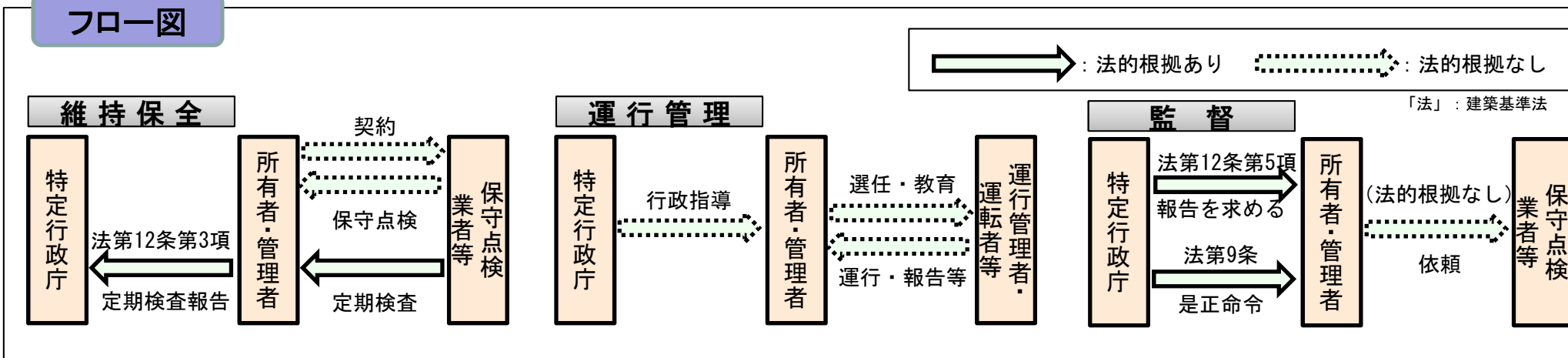
### <事故事例②：京都市における戸開走行事故>

- ・平成20年12月、京都市の共同住宅の油圧式エレベーター出入口で、女性がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態エレベーターが下降し、乗降口の床とかごの上部に腰部を挟まれ、骨盤を骨折する重傷。
- ・本事故は、作動油の逆流を防止する部分に微細な異物が混入したことにより、油圧ジャッキの作動油が逆流したことが原因と考えられる。
- ・事故後の調査において作動油の逆流の原因となるような異物の存在は確認できなかったが、オイルフィルターの目の粗さが適切ではなかった他、作動油が汚れていたことにより異物の混入の可能性が高まった状態にあった。
- ・作動油については10年を経過しているとして交換を勧めていたが、交換、修理は実施されていなかった。

## 遊戯施設の維持保全・運行管理(建築基準法第9、12条関係)の概要

- 遊戯施設は、建築基準法上準用工作物として客席部分の構造等の技術基準への適合が必要であり、また、適切な保守点検等により適法な状態に維持されていることについて定期的に検査し特定行政庁へ報告するとともに、適切な運行管理体制の確保が必要である。
- 遊戯施設に関する運行管理については、国土交通省から『「遊戯施設の運行管理規程」の作成の手引き』を周知し、行政指導により遊戯施設の安全対策の徹底を推進している。

### フロー図



### <事故事例①：大阪府エキスポランドにおける事故事例>

- ・平成19年5月、車軸の疲労破壊を把握せず運行を行い、客席の車輪を支える車軸が折れ、車輪がレールから外れ、車体が傾き被害者が鉄柵に頭を強打し死亡した。
- ・当時、車軸の保守点検方法として超音波探傷試験によることはJISに基づく検査標準のみに定められており、告示化されていなかった。(事故後告示化を実施)

### <事故事例②：文京区東京ドームシティアトラクションズにおける事故事例>

- ・平成23年1月、安全バーの装着を目視で確認したに過ぎなかったため、安全バーがロックされていないまま発車させ被害者が転落した。(東京ドーム報告)。
- ・東京ドームの運行管理規定では、個別のアトラクションについての記述が設けられておらず、安全装置の確認方法に関する具体的な規定は設けられていなかった。

- ① 建築確認
- ② 構造計算適合性判定
- ③ 中間検査
- ④ 完了検査
- ⑤ 計画変更に係る建築確認
- ⑥ 仮使用承認
- ⑦ 定期報告
- ⑧ 違反是正命令等**
- ⑨ 増改築等・用途変更に係る建築確認

## ⑧違反是正命令等

### 違反建築物に対する措置(建築基準法第9条関係)の概要

- 対象: 違反建築物(建築基準法令の規定等に違反した建築物又は建築物の敷地)
- 措置内容: 特定行政庁は、建築物の所有者等に対し、工事の施工停止命令、建築物の除却、修繕、使用制限等の違反是正措置命令を行うことができる。

特定行政庁

・工事の施工停止命令  
・建築物の除却、修繕、使用制限等の違反是正措置命令

違反建築物(建築基準法令の規定等に違反した建築物又は建築物の敷地)の所有者等

- 罰則の例: 当該特定行政庁の命令に違反した者  
構造耐力に係る基準等重大な実体規定違反の設計者 } 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

関連データ

○ 命令件数 : H19年度:80件、H20年度:59件、H21年度:67件、H22年度:40件、H23年度:56件

### 保安上危険な既存不適格建築物等に対する措置(建築基準法第10条関係)の概要

- 対象: 以下に該当する既存不適格建築物等
- 措置内容:

特定行政庁は、建築物の所有者等に対し、建築物の除却、修繕、使用制限等必要な措置をとることの勧告を行うことができる。

{ 建築物の所有者等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合 }

特定行政庁は、建築物の所有者等に対し、勧告に係る措置をとることの命令を行うことができる。

※現に著しく保安上危険な建築物等については、即命令可能

- 罰則: 特定行政庁の命令に違反した者に対し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

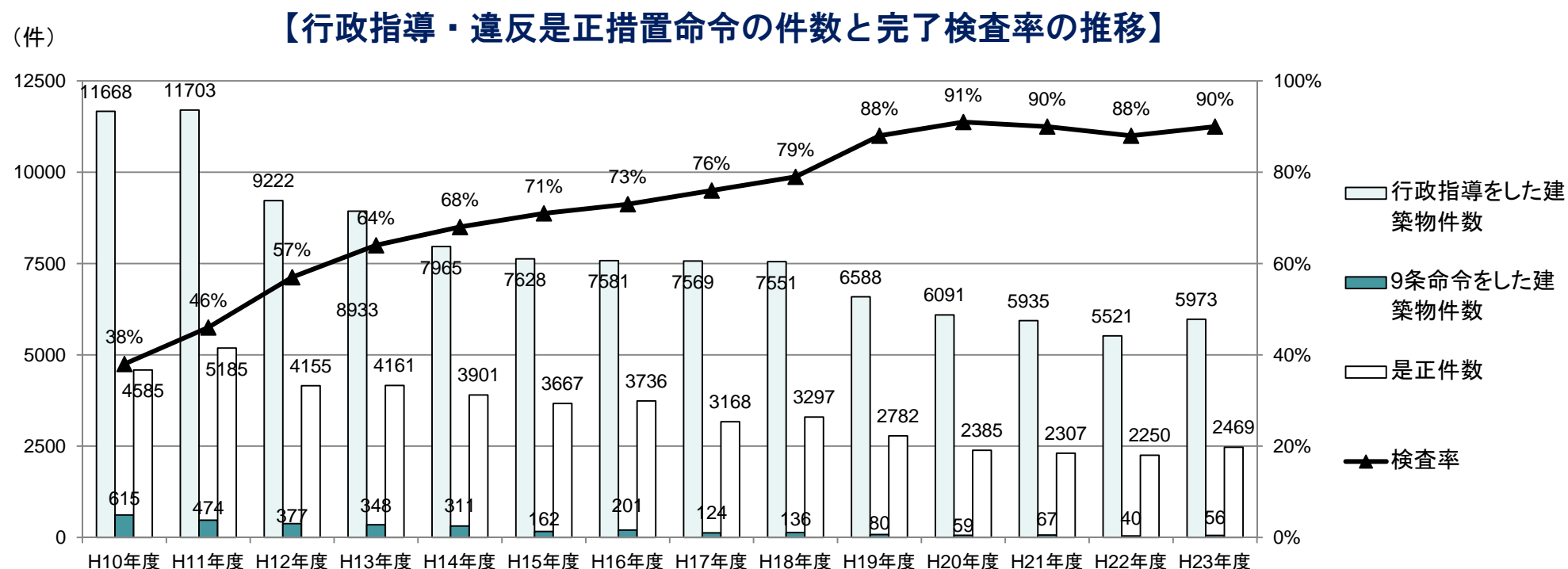
関連データ

○ 勧告件数(H17~H23年度): 計 5件  
○ 命令件数(H17~H23年度): 計15件 ※特定行政庁へのアンケート調査より



## <関連データ⑧-1>行政指導・違反是正命令の件数と完了検査率の推移

- 建築基準法令の規定等に違反した建築物又は敷地について、特定行政庁は建築物の所有者等に対して、工事の施工停止命令、建築物の除却、修繕、使用制限等の違反是正措置命令を行うことができる。
- 完了検査率の向上の効果もあり、行政指導や9条命令をした件数等は減少傾向にある。



- ・ 9条命令：違反建築物の所有者等に対し、除却、改築、使用禁止等、違反を是正するために必要な措置をとることを特定行政庁が命ずること。
- ・ 違反建築物件数：違反を確認した年度にかかわらず、調査年度内に行政指導等を行った建築物等の数
- ・ 是正件数：違反を確認した年度にかかわらず、調査年度内に特定行政庁が違反の是正を認めた建築物等の数
- ・ 完了検査率 = 当該年度における検査済証交付件数 / 当該年度における確認件数

(国土交通省調べ)

- ① 建築確認
- ② 構造計算適合性判定
- ③ 中間検査
- ④ 完了検査
- ⑤ 計画変更に係る建築確認
- ⑥ 仮使用承認
- ⑦ 定期報告
- ⑧ 違反是正命令等
- ⑨ 増改築等・用途変更に係る建築確認

### 建築物の増築、改築、大規模の修繕・模様替に係る建築確認(建築基準法第6条関係)の概要

- 建築物の増築、改築、大規模の修繕・模様替に際しては、当該工事に着手する前に建築確認が必要。ただし、防火地域等以外において床面積10㎡以内の増改築については建築確認は不要。
  - ・ 増築：1の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）
  - ・ 改築：建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引続きこれと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てること（なお、使用材料の新旧を問わず、従前のものと著しく異なるときは新築又は増築。）
  - ・ 修繕：既存の建築物の部分に対して、概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事
  - ・ 模様替：概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存建築物の部分に対する工事
  - ・ 大規模の修繕・模様替：1棟の建築物全体の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕・模様替

#### 関連データ

- H23年度 住宅における10㎡超の増改築： 増築61,510(戸・件)、改築7,146(戸・件)
- H23年度 建築物における10㎡超の増改築：増築90,669(棟) 、改築7,337(棟) ※平成23年度建築着工統計より

### 用途変更等に伴う建築確認手続き(建築基準法第87条関係)の概要

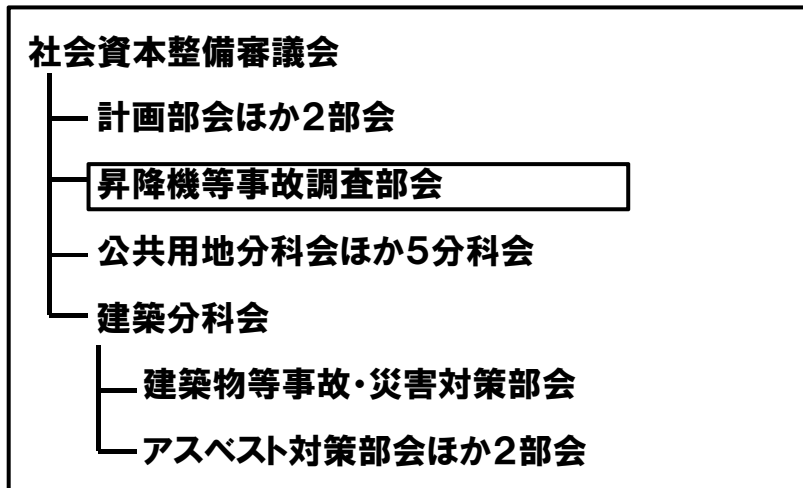
- 建築物の用途を変更して100㎡超の特殊建築物の用に供する場合、当該用途変更の計画が建築基準関係規定に適合することについて建築主事等の確認を受ける必要がある。
- 建築行為に関しては都市計画区域等の区域外における小規模建築行為や防火・準防火地域外における小規模増改築など特定の場合を除き、確認手続きを経る必要がある。

# 国の事故対策・事故調査について

---

## ○事故調査体制

社会資本整備審議会に昇降機等事故調査部会(部会長 向殿政男明治大学理工学部教授)をH22年12月設置し、昇降機、遊戯施設等の事故再発防止の観点からの事故発生原因究明、事故再発防止策の提言を実施



## ○部会による調査対象

昇降機等の構造、維持保全又は運行管理に起因した事故で

- ①利用者の死亡事故
- ②利用者が死亡した事故ではないが、機器の異常等により利用者に重大な被害を及ぼすおそれのある事故又は不具合

昇降機・遊戯施設に関する重大な事故等の発生

昇降機等事故調査部会委員による現地調査

必要に応じ緊急点検等の実施

昇降機等事故調査部会委員による事故原因の検討調査

昇降機等事故調査部会による調査結果を取りまとめ公表  
(事故原因、再発防止に向けた意見)

再発防止策(基準の改定等)の実施

## ○事故調査実績(H24.9.3現在)

(※前身の昇降機等事故対策委員会における調査を含む)

部会において、これまで27件(昇降機17件、遊戯施設10件)の事故調査を実施

これまで13件について調査結果をとりまとめ公表  
(うち10件について詳細な報告書を取りまとめ)

※ 現在は国に調査権限がなく、特定行政庁の協力の下、任意に調査を実施している。

# (参考)社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会の事故調査実績①

			H24.9.3現在
	件名	事故概要	調査の状況
1	東京都内エレベーター事故 (シティハイツ竹芝エレベーター事故)	平成18年6月3日、男性がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態 でエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ死亡。	報告書作成 (H21.9.8公表)
2	東京都内エレベーター事故 (帝都典禮ビルエレベーター事故)	平成21年2月16日、男性が1階乗り場床から約4m下の昇降路のピットに転落し死亡。	報告書作成 (H22.12.1公表)
3	京都府内エレベーター事故 (京都市左京区共同住宅エレベーター事故)	平成20年12月8日、女性がエレベーターを1階から4階まで使用し、エレベーターの戸が開 いたので降りようとしたところ扉が開いたまま突然降下し、乗り場床とかごの出入口の上 部に挟まれ重傷。	報告書作成 (H23.6.9公表)
4	千葉県内エレベーター事故 (東京大学柏キャンパスエレベーター事故)	平成22年11月11日、19人乗りのエレベーターに1階から18人が乗り込んだところ戸開の状 態で降下し、既に生じていた床段差で1名が軽傷。	報告書作成 (H23.6.9公表)
5	千葉県内エレベーター事故 (千葉市内複合施設エレベーター事故)	平成22年10月7日、巻上機主軸が折損し、綱車が巻上機架台に落下。その衝撃でかごの非 常止め装置が作動し、かごは停止した。(事故時のかご内は無人で人的被害なし)	報告書作成 (H24.1.12公表)
6	東京都内コースター事故 (文京区内遊園地コースター転落事故)	平成23年1月30日、マッドマウス型のコースターに乗車していた男性1名が、約8m下のコ ンクリート地面に転落し死亡。	報告書作成 (H24.1.12公表)
7	東京都内エレベーター事故 (平和台駅エレベーター主索破断事故)	平成23年7月26日、被害者がエレベーターに乗って上昇中に、エレベーターの3本ある主索 全てが破断し非常停止した。被害者は、左肘及び左でん部の打撲。(全治2週間)	報告書作成 (H24.1.12公表)
8	東京都内コースター事故 (練馬区内遊園地コースター挟まれ事故)	平成23年3月29日、コースター乗車中に乗客が足を車両の外に出し、同乗者が引き戻そう としたが車両とプラットフォームの間に挟まれ被災した。(全治6ヶ月)	報告書作成 (H24.6.6公表)
9	東京都内コースター事故	平成22年12月5日、走行中のジェットコースターから折損したボルト(径12mm長さ26 cm)が落下し、地面で跳ねたあと女子児童(9)の腹部に当たり軽傷。	報告書作成 (H24.9.3公表)
10	千葉県内エレベーター事故	平成23年3月6日、手動扉のエレベーターにおいて、1階にエレベーターが停止していた際 被害者が2階から扉を開けて乗車しようとしたところ、扉が開き、昇降路内のかご上に転 落した。(尾てい骨にひび、全治3週間)	報告書作成 (H24.9.3公表)
11	(千葉県内手動扉エレベーター転落事故)	平成23年10月15日、手動扉のエレベーターにおいて、被害者が1階から乗り込もうとした ところ、エレベーターのかごが1階に着床しておらず、そのまま昇降路に転落した。(全 治約1ヶ月)	
12	東京都内エスカレーター事故	平成21年4月8日、男性が、エスカレーター横の吹き抜けの1階床に墜落し死亡。	調査終了 (H24.4.3HP掲載)
13	東京都内エレベーター事故	平成23年11月5日、自動車用エレベーターで、地下1階から1階に移動中、1階の床から90cm のところでエレベーターの床と地下1階のドアフレームの間に頭を挟まれ死亡。	調査終了 (H24.6.13HP掲載)

※昇降機等事故調査部会設置(H22.12月設置)以降の調査対象事故は19件。なお、部会設置以前においては社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会の調査対象事故を掲載。

## (参考)社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会の事故調査実績②

H24.9.3現在

	件名	事故概要	調査の状況
14	東京都内エスカレーター事故	平成20年8月3日、地上1階から地上4階へ上るエスカレーターが急停止し、利用者約50名が転倒。	調査中
15	大阪府内エレベーター事故	平成22年10月3日、被害者が当該住宅のエレベーターに乗り込んだところ、上昇を開始し、最上階を約50cm過ぎた位置で停止し閉じ込められた。その際、肘を擦りむく怪我をした。	調査中
16	栃木県内コースター事故	平成23年5月24日、ホーム手前で停止すべきところを停止しないでホームに進入して急停止し、乗客が頸椎捻挫。	調査中
17	奈良県内エレベーター事故	平成23年9月18日、利用者が4階からエレベーターに乗り、1階に向かったところ、通常の着床位置より下がった位置で急停止したことにより、転倒した。(腰椎圧迫骨折)	調査中
18	福島県内段差解消機事故	平成23年11月8日、1階から2階に上がるために利用する、車椅子用段差解消機の昇降路内で、被害者が利用していた車椅子とともに倒れていた。(頭部骨折)	調査中
19	神奈川県内エスカレーター事故	平成23年12月21日、駅前の地上階から2階の改札階へ向かう上りのエスカレーターに乗っていた女性がハンドレールに指を挟まれ重傷。	調査中
20	熊本県内パラシュートタワー事故	平成24年1月2日、降下中のパラシュートタワーのうちの一機が減速が不十分なまま着地し、乗客のうち1名が首のねんざ、1名が腰痛の負傷をおった。(軽傷)	調査中
21	東京都内エレベーター事故	平成24年2月6日、荷物用エレベーター(自動上開き扉)において、1階から荷物の搬入をしていた作業者が転落し死亡。	調査中
22	山梨県内コースター事故	平成24年4月29日、車両のボルトの一部(直径12mm×80mm)が落下し、園内を歩いていた来場者にぶつかり、額上部を負傷した。	調査中
23	千葉県内コースター事故	平成24年5月28日、コースターが乗り場から動き出した際、1名の乗客の安全バーが上がった状態であったことから、乗客が降りて負傷した。	調査中
24	群馬県内コースター事故	平成24年6月17日、コースター走行中に乗客の男児(6歳)が転落し、右腕骨折などにより重傷。	調査中
25	山形県内ウォーターシュート事故	平成24年6月17日、搬器2台が一緒に斜面を降下し、水路部分で減速した搬器に後続の搬器が追突し、乗客が負傷した(軽傷)。	調査中
26	北海道内コースター事故	平成24年6月27日、走行中のコースターの乗物が減速せずにホームに進入し、ホームで待機していた他の乗物に追突し、乗客の女兒(6年生)が負傷した(軽傷)。	調査中
27	東京都内エスカレーター事故	平成24年8月5日、駅のホーム階から改札口へ向かう上りエスカレーターが急停止した。(人的被害なし)	調査中

※昇降機等事故調査部会設置(H22.12月設置)以降の調査対象事故は19件。なお、部会設置以前においては社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会の調査対象事故を掲載。

## 消費者安全調査委員会の設置

【設置根拠法】 ○消費者安全法第15条に基づき平成24年10月に消費者庁に設置

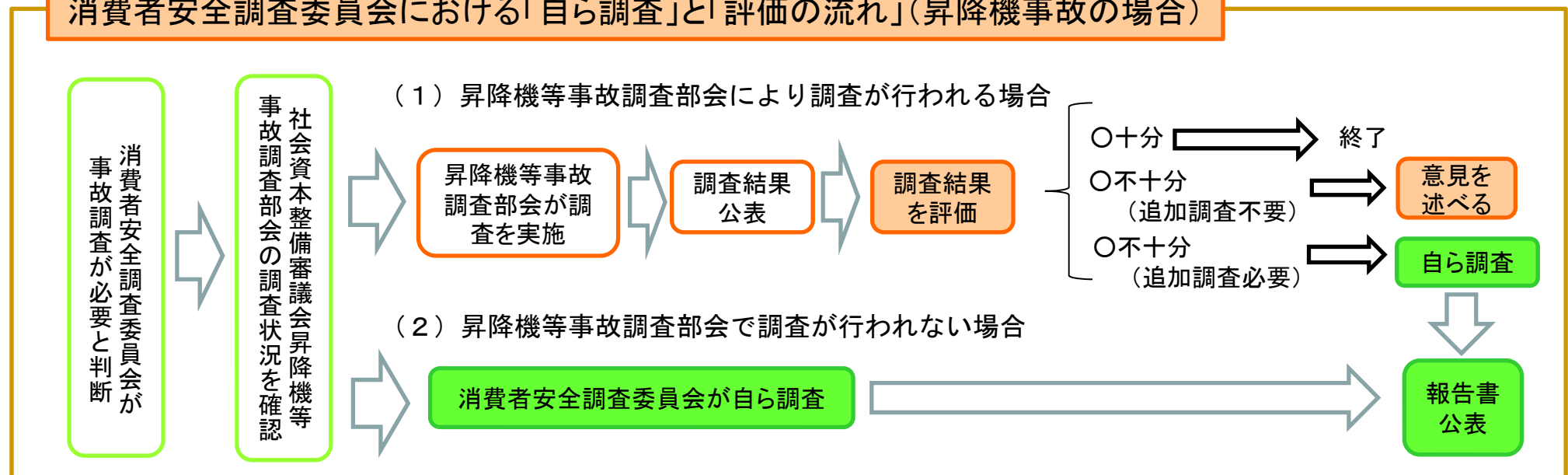
【組織】 ○委員（7名・非常勤）（合議制の機関、委員は独立して職権を行使）  
○臨時委員、専門委員（必要に応じて任命） } 内閣総理大臣が任命

【調査対象】 「生命身体事故等」

○生命・身体分野の消費者事故等 ～昇降機も含め製品・食品・施設・役務を広く対象～  
（運輸安全委員会の調査対象とされている事故等を除く）

○生命身体事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因究明する必要性が高いもの

## 消費者安全調査委員会における「自ら調査」と「評価の流れ」（昇降機事故の場合）





# 効率的かつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討について

---

## 1. 確認検査制度・仮使用承認制度等のあり方の検討

- 構造計算適合性判定制度、計画変更・仮使用承認制度等の一連の建築手続きが確実に円滑に実施されるよう、構造計算適合性判定など専門能力が必要な確認検査項目に係る審査体制のあり方、効率的な手続きのあり方等について検討する。

## 2. 建築物等の適切な維持保全・事故調査等のあり方の検討

- 所有者等による適切な維持保全の実施により建築物等の安全性等が確保されるよう、定期報告制度のあり方、昇降機等の的確な保守点検・運行管理のあり方等について検討するとともに、建築物等の事故調査体制の充実強化のための方策について検討する。